

『朝野群載』 卷二二 校訂と註釈 (一)

朝野群載研究会

『朝野群載』校訂と註釈に寄せて

佐藤 信

『朝野群載』は、十二世紀前半に三善為康が編纂した漢詩文・文書集である。巻一冒頭の序には全三十巻で永久四年(一一一六)の成立とあるが、現存二一巻の中には長承元年(一一三二)の文書も収められており、永久四年以降も編纂が続けられたとみられる。巻一―三の文筆部の漢詩文に続けて、巻四以降は朝儀・神祇官・太政官から諸国雑事・諸国公文・諸国功過などにわたる詔・宣旨・官符・申文・起請などの文書例が分類・配列されており、実務官人の文書事務のための模範文例集ともいえるべき内容となっている。とくに、平安時代後期の国司に関する行政・文書の実態を示す貴重な史料群をふくんでいることは、よく知られるとおりである(弥永貞三「朝野群載」『国史大系書目解題上巻』吉川弘文館、一九七二、木本好信「朝野群載総索

引」解題」『朝野群載総索引』国書刊行会、一九八二)。

編者の三善為康(一〇四九―一一三九)は、越中国射水郡の射水氏出身で、治暦三年(一〇六七)平安京に出て算博士三善為長の弟子となり、養子として三善朝臣に改氏姓した。この三善朝臣氏は、貞元二年(九七七)に主税助錦宿禰茂明が三善清行を出した三善朝臣氏(もと百済渡来系の錦織首氏)との同祖関係を訴えて三善朝臣氏となった(『類聚符宣抄』巻七貞元二年五月十日太政官符)家系で、小槻氏とともに算博士を輩出した家系として知られる。三善為康は、算道や紀伝道を学んだが、紀伝道から省試には合格できず、長く学生であった。のち少内記として局の労で叙爵し、算博士となって尾張介・越後介・諸陵頭・越前権介などを歴任した。正五位下を極位として、保延五年(一一三九)に九一歳で没した。算博士を「家業」とする学者であると同時に実務官人としても活躍し、時に地方官をも兼ね、さらに文人・浄土信仰者としても名高かった。『朝野群載』以外にも、百科事典的な『掌中歴』、『続千字文』、浄土教による往生伝の『拾遺往生伝』

（往生者の最終没年は天永二年（一一一一）、『後拾遺往生伝』などの著作を編み、自ら往生者としても伝えられている（『本朝新修往生伝』（川口久雄「本朝統文粹と朝野群載」『平安朝日本漢文学史の研究下』増訂三版、明治書院、一九八八、速水侑「院政期浄土信仰の一面」『浄土信仰論』雄山閣出版、一九七八）。

『朝野群載』のなかのとくに国司関係の史料群は、卷二二の「国務条事」が著名であり、それ以外にも諸国雑事・諸国公文・諸国功過など国司に関する行政・文書の実態を示す文書群に恵まれている。これらの史料から、平安時代後期の地方行政の実態が明らかになれば、古代の中央と地方との関係の展開・変遷に見通しをもたらすことができるとはならないだろうか。また、国司は行政・財政・軍事・外交・文化など多方面にわたる機能を担ったことから、文学史料・考古資料をふくむ多様な歴史資料もあわせて検討することができる。古代国家の中央集権性の実像を見直そうという問題関心への接近方法として、『朝野群載』の国司関係史料の検討はふさわしいものと考ええる。

東京大学大学院人文社会系研究科の日本文化研究専攻（日本史学）で私が担当する古代史の演習では、「古代国司関係史料の研究」をテーマとして、一九九九年に『朝野群載』卷二二の「国務条事」を取り上げた（東京大学大学院の演習に先立って非常勤で勤める法政大学大学院で「国務条事」を興味深く講読した経験があった）。その後、卷二二の冒頭に戻ってはじめてから読み進めていくことになった。テキストは新訂増補国史大系本を用いつつ、幸いにも国文学研究資料館・宮内庁書陵部・東京大学史料編纂所などのご協力を得て、いくつもの基本的な写本にあたることもできた。写本系統も検討しつつ、本文校訂を進めながら精確に文書を読解することに努め、文書の歴史的背景

を考察していったが、『朝野群載』の内容の豊富さに参加者一同が次第に面白くなり、のめり込んでいったことを鮮やかに記憶している。

その後、私の古代史演習では別の史料を扱うようになったが、二〇〇六年になって現在の院生諸君の要望から、改めて『朝野群載』卷二二を対象とする「朝野会」という愛称の朝野群載研究会を発足させることとなり、月二回の頻度で本文校訂や注釈・考察の作業を進めてきた。今回の私たちの作業では、諸写本を検討して信頼できる本文を提供するように努め、書き下しを掲げて各文書の読みについても確実に期した。これまで『朝野群載』の活字版テキストとしては新訂増補国史大系本が使われることが多かったが、三条西家本（国文学研究資料館所蔵）を底本として諸写本を検討した正確な本文提供という点で、少しでも前進を図ろうとしたつもりである。そして、必要と思われる語句に注釈を付し、文書の歴史的な位置づけや機能に関する研究的な考察を簡明に記した。さらに関連史料・参考文献を付して、読者の便宜をはかった。以前の演習における参加者たちの報告レジュメを参考とした点や、校訂を中心として研究会参加者全員で検討した点をふくんではいるが、各文書の研究・注釈については、あくまで担当者の責任において文章化したものであることを明記しておきたい。

『朝野群載』の写本系統については、私たちの演習や研究会では、個々の文書に即しながら写本の系譜について探っていくという方法ととり、次第に全体の見通しを得る方向に進んで来たが、全編にわたる写本系統については、高田義人氏の詳しい研究（『朝野群載』写本系統についての試論『書陵部紀要』五四、二〇〇三）を大いに参考させていただくことになった。また、とくに今回発表する部分については、玉井力氏の『平安時代の貴族と天皇』（岩波書店、二〇〇〇）な

どに多く学ぶところがあり、関連史料としては、吉田早苗氏の校訂による『大間成文抄』（吉川弘文館、一九九三・九四）のお世話になった。さらに、『朝野群載』所収史料が編者三善為康のもとに至った経緯などについては、五味文彦氏「文士と諸道の世界」（『書物の中世史』みすず書房、二〇〇三）にも負うところがあった。こうした多くの研究にも導かれながら、各文書の精確な読解と歴史的背景の研究を着実に進めたつもりである。

ここに発表することになった研究成果の初編は、まだ巻二二のはじめの一部に過ぎず、ささやかな試みに過ぎないかもしれないが、平安時代後期の国司の実態、ひいては古代国家の中央と地方との関係史の研究にいささかでも前進をもたらすことになれば、幸いである。

末筆ながら、写本の閲覧などでお世話になった国文学研究資料館・宮内庁書陵部・東京大学史料編纂所には厚く御礼申し上げますとともに、ご高配いただいた東京大学史料編纂所田島公氏に謝意を表したい。

なお、『朝野群載』巻二二を講読した一九九九年度からの古代史演習参加者と、二〇〇六年からの朝野群載研究会（「朝野会」）参加者を末尾に掲げておく。

○古代史演習参加者

佐藤信

飯田剛彦、野尻忠、馬場基、新井重行、有富純也、宋浣範、前田慶一、稲田奈津子、川合奈美、佐々田悠、浅野啓介、小倉真紀子、本田明日香、池浦綾子、寺内伸江、兼岡理恵、近藤浩一、磐下徹、北村安裕、吉永匡史、澤晶裕、武井紀子、玉川裕美

○「朝野会」参加者

佐藤信

佐々田悠、磐下徹、北村安裕、吉永匡史、澤晶裕、武井紀子、吉松大志、宮川麻紀、山本祥隆

凡例

一 構成

- ・本稿は本文編と註釈編によって構成した。
- ・本文編には『朝野群載』卷二二諸写本の比較・検討の結果確定された校訂本文を掲載した。

- ・註釈編には『朝野群載』卷二二所収の各文書ごとに、まず校訂註番号を付した本文を再掲し、諸写本間の異同を示した。次に書き下し文を掲げ、人名・語句等に関する註釈を施した。さらに当該文書の位置づけや機能等にも言及し、あわせて関連史料・参考文献も提示した。

二 底本および校訂に使用する写本

- ・本文は三条西家本（国文学研究資料館所蔵）を底本とした。
- ・校訂には葉室家本、史料編纂所本、豊宮崎文庫本、紅葉山文庫本、東山御文庫本、伴信友本を用いた。
- ・従来『朝野群載』の基本テキストとなっている新訂増補国史大系本も校訂に参照した。
- ・各写本については後掲の「底本・対校本について」を参照されたい。

三 本文作成の方針

- ・作成にあたっては底本の原字を尊重した。
- ・用いた漢字の字体は、JISコードの範囲内を基本とした。
- ・校訂に際しては、同字であれば正字、常用漢字、異体字等の違いは

校訂註では省略した。但し、誤写等の経緯が推測される場合は参考として掲載した場合もある。

- ・組文字はそのまま翻刻せず、本来の形に分割した。
- ・底本の改行は反映しなかったが、平出、闕字は反映した。
- ・底本に句読点はないが適宜加えた。
- ・文書番号は『朝野群載』卷二二の収載順序に従って附した。
- ・文書名は新訂増補国史大系本の鼈頭標目の文書名を基本とした。

四 諸本の略称

校訂註においては、左記の略称を用いた。

- 底：国文学研究資料館所蔵三条西家旧蔵本
- 葉：宮内庁書陵部所蔵葉室家旧蔵本
- 史：東京大学史料編纂所所蔵貞享三年本
- 豊：神宮文庫所蔵豊宮崎文庫旧蔵本
- 紅：国立公文書館内閣文庫所蔵紅葉山文庫本
- 東：東山御文庫本
- 伴：東京国立博物館所蔵伴信友校訂本
- 大：新訂増補国史大系本

校訂においては、文字の存否・補訂等の諸本の文字状態を左記の略語で表記した。複数の表記をあわせて使用した場合もある。

- 脱：他写本からみて本来あるべき文字が無い状態。
- 欠：親本、祖本または当該写本の欠損によって文字が無い

状態。紅葉山文庫本に多い。

□ ……親本または祖本の欠損を、□等で表現している状態。

残画が表現されている場合は、「□〔残画〕」で示した。

傍訂……原文字に抹消符等を附し、傍書して訂正した状態。

(例)「諸」「請」と傍訂

傍書……原文字に傍書した状態。

(例)「恩」「囚」と傍書

補 ……挿入符等により字句が補われている状態。

(例)脱〔為〕を補

五 書き下し

・書き下しに際しては原則常用漢字を用い、旧仮名遣いで書き下した。

・接統詞については原則本文のごとく漢字としたが、平仮名に改めた場合もある。

(例)抑↓そもそも 弥↓いよいよ 旁↓かたがた

適↓たまたま

・改行は本文を反映しなかったが、平出、闕字は反映した。

・本文が小字または割書となっている箇所は〈 〉で示した。

六 註

・人名、語句についての註は、各執筆者の責任のもと、当該文書の理解に資する内容を心がけた。

・引用史料の原表記が小字または割書となっている場合は、〈 〉で示した。

・引用史料については、左記の略称を用いた。

〔大間成文抄〕 ↓〔成文抄〕

〔公卿補任〕 ↓〔補任〕

〔後二条師通記〕 ↓〔師通記〕

〔尊卑分脈〕 ↓〔分脈〕

〔朝野群載〕 ↓〔群載〕

〔日本紀略〕 ↓〔紀略〕

〔扶桑略記〕 ↓〔略記〕

〔平安遺文〕○○号文書 ↓平・○○

〔本朝世紀〕 ↓〔世紀〕

〔本朝文粹〕 ↓〔文粹〕

〔本朝統文粹〕 ↓〔統文粹〕

〔類聚国史〕 ↓〔類史〕

〔類聚符宣抄〕 ↓〔符宣抄〕

七 文書の位置づけ・機能

当該文書の位置づけ、および文書の果たした機能について、各執筆者の責任のもと考察を記した。その際、当該文書が『群載』に収載された経緯についても触れるよう努めた。

八 関連史料

当該文書の理解に必要と思われる史料を掲げた。

九 参考文献

当該文書の理解に必要と思われる参考文献を掲げた。

(吉永 匡史)

底本・対校本について

本稿の主たる目的は『朝野群載』巻二二のより適切な校訂本文の提示にある。そこで校訂本文の作成にあたっては、先行研究によりながら写本系統を吟味して底本と対校本を選択した。

従来『群載』の活字化されたテキストには改定史籍集覧（第十八冊新加通記類）と新訂増補国史大系（第二九巻上）があり、国史大系本が広く用いられている。

国史大系本は巻一については国学院大学所蔵猪熊信男氏旧蔵本、他巻については神宮文庫所蔵旧林崎文庫本（山川真清校訂本）を底本とし、神宮文庫所蔵旧宮崎文庫本、同庫所蔵旧宇治殿本、内閣文庫所蔵本、改定史籍集覧本を対校本に用いている。

ところが国史大系本の本文には難読・難解な部分がしばしば見出される。その場合、国史大系本が底本・対校本に用いていない写本によって当該箇所を確認してみると、字句が異なっており、かつ読解が可能になる場合が多い。

後にふれるが、国史大系本の底本である旧林崎文庫本は、金沢文庫本と思しき後陽成院所持本を直接転写した内閣文庫所蔵紅葉山文庫本の系統に属すると考えられる東京国立博物館所蔵伴信友校訂本の写本であり、必ずしも良本とはいえず、信友の校訂の影響も強く受けている。『群載』の写本は多く伝存するが、鎌倉初期と考えられる猪熊本（巻一のみ残す）を除くとそのほとんどが近世写本であり信頼すべき良本の選択には困難が伴う。

しかしながら近年高田義人氏の精力的な研究によって『群載』の写

本系統が明らかにされてきた（高田義人『朝野群載』写本系統についての試論』『書陵部紀要』五四、二〇〇三。以下、高田氏の見解は当論文による）。高田氏はかつて後陽成院が所蔵していた『群載』（後陽成院所持本、万治四年（一六六一）の内裏火災により焼失）について、その忠実な転写本である東山御文庫本に模写されている奥書の花押が、北条（金沢）実時（一二二四～一二七六）の花押と思しきことから、後陽成院所持本を金沢文庫本であると推定し、この系統（後陽成院所持本系）に属する写本の有用性を指摘された。

また国文学研究資料館所蔵の三条西家文書に含まれる『群載』（三条西本）についても、享禄二々四年（一五二九～三一）に三条西公条らによって書写された本（三条西古本、現在所在不明）の転写本であり、奥書や欠損パターンから、これも金沢文庫本を祖本とするものであることを明らかにされた。さらに三条西本は後陽成院所持本Ⅱ金沢文庫本の直接の転写本である紅葉山文庫本や東山御文庫本では欠損とされている部分を書写していることから、その親本である三条西古本は金沢文庫本（Ⅱ後陽成院所持本）の破損が進む以前に転写されており、結果として三条西本をはじめとする諸本（三条西古本系）は後陽成院所持本系の写本よりも情報量の多い写本であることを指摘された。

また本研究会のもととなった、佐藤信先生の大学院ゼミにおいても、巻二二についてのみではあるが、野尻忠氏によって東京大学総合図書館、同史料編纂所、国立公文書館内閣文庫、東京国立博物館等において原本もしくはその写真版が確認できる諸写本の調査が行われた。ゼミではその成果にもとづいた校訂を行った上で内容検討を行い、あわせて写本系統の整理も進められた。

本研究会では高田氏や野尻氏の調査・研究の成果をふまえてさらに

検討を重ね、底本・対校本に以下の諸本を採用した。

底本 国文学研究資料館所蔵三条西家旧蔵本（三条西本）

対校本 宮内庁書陵部所蔵葉室家旧蔵本（葉室本）

東京大学史料編纂所所蔵貞享三年本（史料本）

神宮文庫所蔵豊宮崎文庫旧蔵本（豊宮崎本）

国立公文書館内閣文庫所蔵紅葉山文庫本（紅葉山本）

東山御文庫本（東山本）

東京国立博物館所蔵伴信友校訂本（伴信友本）

新訂増補国史大系（国史大系本）

底本には後陽成院所持本系の諸本よりも情報量が多いと考えられる三条西本を採用し、対校本には三条西古本系・後陽成院所持本系それぞれの良質な写本と国史大系本に大きな影響を与えている伴信友本を用いることとした。

以下、国史大系本を除く七本について簡単に書誌情報をまとめ、最後にその転写関係を推定した系統図も掲載しておく。なお、ここに示した書誌情報や系統図は、原則として巻二二に關してのものに限られている。

底本

○国文学研究資料館所蔵三条西家旧蔵本（二三八―一―八）

写本系統 三条西古本系

書写年代 十七世紀初―十八世紀

転写状況 享祿二―四年に三条西公条らによって書写された三条西

古本の転写本。

内容 全八冊。確認される『群載』現存巻のうち巻十二が欠。

対校本

○宮内庁書陵部所蔵葉室家旧蔵本（葉―一二七―一）

写本系統 三条西古本系

書写年代 十七世紀後半―十八世紀初

転写状況 葉室頼孝（一六四四―一七〇九）が三条西古本を書写し、後に子の頼重（一六六九―一七〇五）が三条西古本に欠けていた巻十二を補写。したがって三条西本とは兄弟関係にある。

内容 全八冊。巻九と巻二二の末尾約二丁分が欠。また錯簡も見られる。

○東京大学史料編纂所所蔵貞享三年本（四一五七―八二）

写本系統 三条西古本系

書写年代 貞享三年（一六八六）

転写状況 詳細は不明。欠損パターン等から三条西古本系と推測される。蔵書印より推測される所蔵の経緯は、宇治氏↓荒木田久老（内宮権祿宜）↓某↓某↓小中村清矩。貞享三年には宇治氏を中心として丸山文庫（後の林崎文庫）が設立されており、これに關連する可能性がある。

内容 全七冊。巻十七・二十・二一・二二・二六・二七・二八のみ。

○神宮文庫所蔵豊宮崎文庫旧蔵本（史料編纂所写真帳番号…六一五七―三七）

写本系統 三条西古本系

書写年代 江戸時代後期（文化十年（一八一三）以前）

転写状況 史料本もしくは神宮文庫所蔵林崎文庫旧蔵宇治文庫本

（全十五冊、江戸時代後期の書写か）の転写本。

内 容 全二一冊。

○国立公文書館内閣文庫所蔵紅葉山文庫本（特一〇一―二）

写本系統 後陽成院所持本系

書写年代 慶長二十年（一六一五）

転写状況 徳川家康による慶長写本。紅葉山文庫旧蔵本。後陽成院

所持本Ⅱ金沢文庫本を直接転写。ただし親本の欠損部分を空白で表現し、残画等は一切写し取っていない。

内 容 全十九冊。確認される『群載』現存巻のうち巻一・十二が欠。

○東山御文庫本（勅一六五―二）

写本系統 後陽成院所持本系

書写年代 卷二二に関しては明暦年間から万治四年の内裏火災までの期間（一六五五―一六六一）

転写状況 卷二二に関しては、後西天皇の禁裏本書写事業による後陽成院所持本Ⅱ金沢文庫本の直接転写。したがって紅葉山本とは兄弟関係にあるが、当本は欠損部の残画等をよく写し取っている。寛文六年（一六六六）に靈元天皇に

贈進。

内 容 全二一冊。靈元天皇によって巻一・十二（二冊）が補写。

○東京国立博物館所蔵伴信友校訂本（と五〇九五）

写本系統 後陽成院所持本系

書写年代 天保五年（一八三四）の跋文あり。ただし天保五年以降の校訂も見られる。

転写状況

詳細は不明。校訂本であることから、複数の写本をもとに構成されていると考えられるが、欠損パターン等から

後陽成院所持本系と推測される。また跋文には本書作成にあたり披見を得た諸本からは禁本（東山御文庫本）、

官本（紅葉山本）、林本、尾本（蓬左文庫本か）など十系統の校訂を確認することができたとし、それらが同一

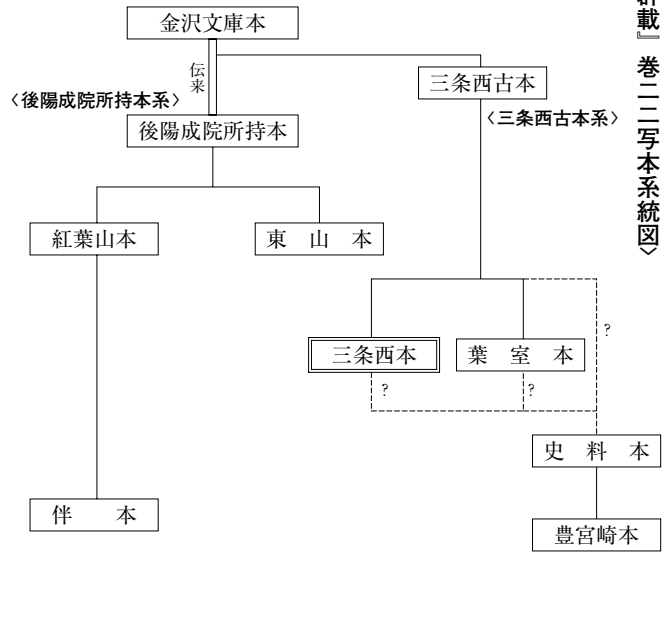
本から出ている点を指摘していることから後陽成院所持本系に属すると考えられる。ただし欠損パターンのほとんどは紅葉山本に一致しており、基本的に紅葉山本を

底本としているようである。また諸本との校合の結果が傍訂や傍書などの形で数多く見られる。なお、国史大系

本の底本である神宮文庫所蔵旧林崎文庫本（山川真清校訂本）は当本の忠実な転写本。

内 容 全二一冊。

内 容 全二一冊。



(磐下徹)

本文編

◎目録

朝野群載卷第廿二

諸國雜事上

申受領吏舊吏以廷尉佐上職辭退時下職申受領

申同介申被改任他國介狀

新司廳宣

獻新司許書

新司請給鈎匙

罷符

國司申改路次赴任國

申兼押領使并給隨兵

追討使官符三通

補鎮守府廉仗

過所牒

國符

補郡司官符

臨時奉幣祭文

舊吏依功申最前要國 宣旨

申權守

外任官符

送前司館

頓料解文

申給籤符

依下名誤依本位申賜官符

國司以下申帶釵

申補押領使

申停追捕使并押領使

移文

牒狀

國務條々事

釋奠祝文

仁王會咒願

①清原定康受領吏申文

舊吏依勘濟公文并儒勞申受領吏

從四位下行助教清原真人定康誠惶誠恐謹言

請特蒙 天恩、因准先例、依當職勞并上総國公文五代勘濟功、兼任

大藏大輔・河内守等闕狀

右定康謹檢案内、為當道儒士之者、兼任件等官、承前之例也。近則中原有象兼治部大輔、惟宗時用兼刑部大輔、祖父賴隆兼河内守等是也。於是定康計儒勞、則冊餘廻之春秋空暮、思吏途、亦廿箇年之貢賦全備。須以大功申熱國也。然而齡傾病侵、榮遠死近、不如浴今日之恩、慰多年之愁。望請 天恩。因准先例、依件等勞、兼任彼官。且仰憐老之仁、且誇奉公之節。定康誠惶誠恐謹言。

天永三年四月二日 從四位下行助教清原真人定康

②藤原俊信受領吏申文

靱負佐申受領

右少辨正五位下兼行右衛門權佐文章博士東宮學士周防介藤原朝臣俊信誠惶誠恐謹言

請殊蒙 天恩、因准先例、被兼任撰津・淡路等國守闕狀

右俊信謹檢案内、為廷尉佐之者、經五六年拜任受領、承前之例也。又為辨官之輩、兼任刺史、古今之跡也。俊信承德二年拜任右衛門權佐、康和元年拜除右少辨。雖思夕惕、尚仰朝恩。抑有信・為房・時範・敦宗朝臣等、共退金吾、兼任刺史。近代之例、指屈如此。俊信廷尉之職、已歷七年。今思舊貫、偏在新恩。望請 天恩。因准先例、罷右衛門權佐職、被兼任件等國守闕。然則不懈夙夜於鸞臺之風、偏致拜觀於龍樓之日。俊信誠惶誠恐謹言。

康和六年正月廿五日 右少弁正五位下行右衛門權佐、

③源義家受領吏申文

依勲功申受領吏

前出羽守從五位下源朝臣義家誠惶誠恐謹言

請特蒙 天恩、依征夷功、被拜任越中國守闕狀
右義家謹檢案内、諸州刺史辭退之後、拜任要國之輩、蹤跡多存、不遑毛拳。況乎儒學・勲功之人。採擇異常者也。爰親父賴義朝臣、當勤王之選、蒙征夷之詔、任奧州刺史、兼鎮守府將軍。且思家門之名、且恐朝廷之議、殊振武威、遠赴烏塞。戎狄之為躰也、其力拔山、其居固險、騎驥之駿足、習帟狼之驍勇。及臨戰場、弥成激怒、百万之衆、戈鋌之勢、中國之人不可敢當。而旁施兵略、不損皇威、討擊醜虜、平定蠻貊、斬魁帥之首、驚衆庶之眼。開闢以來、未曾有此比。義家存扶親之誠、勵奉公之節、不顧身命、無避矢石、共擊夷戎、新蒙褒獎。以賴義朝臣任伊豫守、以義家拜出羽守。然而南海・東山其程眇焉。雖喜仁恩之適及、猶恨動靜之遠隔。是以為專孝、思辭出羽守。然間越中國守已有其闕。若優軍功、何不拜任哉。昔班超之討西域、早遇漢家封侯之賞。今義家之征東夷、欲浴越州專城之恩。所申之旨、誰謂非據。望請 天恩。依征夷之功、被拜任越中守闕、將令後昆勵忘身報國之志。義家誠惶誠恐謹言。

康平七年 月 日

④大江通貞受領吏申文

依官史上日等次第論申受領

散位從五位下大江朝臣通貞誠惶誠恐謹言

請被殊蒙 天恩、因准先例、依官史巡第一、拜任隱岐國守狀

上日等次第

伴廣親寬治六年正月任
上日四百四十四

大江通貞同日任
上日三百五十五

豐原廣時同前六月任
上日三百三十一

中原光俊同前十二月任
上日三百三十一

右通貞謹檢案内、仕官史任受領之輩、皆依上日次第、應其撰者、古今不易之例也。爰通貞、去寬治八年正月任官史、嘉保二年正月閏爵級。

其時廣親者、同日之任官也。依為上日之一臈、任安房守。又廣時者隔五箇月之下臈也。光俊者送一年之最末也。皆非一時之任、豈有同日之論哉。旁謂任日之前後、獨為新叙之第一。比之等倫、更無傍輩。其事實之記、具載狀右。望請 天恩。因准先例、依官史巡第一、被拜任隱岐國守者、一知前蹤之不墜、勵後昆之有勤。某誠惶誠恐謹言。

保安三年正月廿日 散位從五位下大江朝臣通貞

⑤菅野則元受領吏申文

上臈辭退受領下臈申文

散位從五位下菅野朝臣則元誠惶誠恐謹言

請特蒙 天恩、因准先例、依官史旁拜任下野等國守狀

右則元謹檢案内、經官史叙爵之者、每春一人、必被任受領、古今之例也。今年之巡、相當伴廣貞。而嫌任國、申他官。若廣貞不被登用者、則元為第二、尤當其仁。望請 天恩。因准先例、拜任伴等國者、將知奉公之不空矣。則元誠惶誠恐謹言。

嘉保二年正月廿六日 散位從五位下菅乃朝臣則元

⑥藤原仲義式部省正庁等成功宣言

應令散位藤原朝臣仲義修造式部省正廳并南門・西門・南面築垣壹町
拜任最前要國事

右得彼省去四月廿八日解狀備、得仲義欸狀備、謹檢案内、依諸司修造

功、任諸國受領吏者、承前之例也。爰當省者布政之場・歷試之砌也。

先先舍屋破壞・顛倒之時、募受領之功、致修造之營。古今之間、蹤跡多存。方今件正廳之屋、朽損顛倒、南門・西門已以無實。南面築垣又以破壞。而仲義早拜典厩之官、再為管國之吏。雖莅邊要凋弊之境、共勵勸濟公文之勤。縱雖無所慕、何不任宰吏。況申成功、誰謂非拋者。

今加覆審、所申有實。抑當省去天治元年之比、可被注損色之由、經天裁之處、依同年十二月十七日 宣旨、官使・諸司相共檢注、言上損色并功程已畢。其後先抽至要舍屋等、可令成功輩修造之由、度々奏聞先畢。今依彼欸狀重所言上也。望請 天裁。因准先例、令件仲義致修造之功、被拜任受領吏最前闕者。右少辨藤原朝臣宗成傳宣、權大納言藤原朝臣宗忠宣、奉 勅、依請者。

大治三年六月五日 左大史兼算博士能登介小槻宿祿奉

⑦宇佐兼時諸國權守申文

申諸國權守

散位從五位下宇佐宿祿兼時誠惶誠恐謹言

請特蒙 天恩、因准先例、依叙勞、被拜任諸國權守闕狀

右兼時謹檢案内、散班之者、依叙爵勞、拜任諸國權守者例也。採擇之處、只仰恒典。望請 天恩。因准先例、被拜除件官闕、將仰 皇化矣。兼時誠惶誠恐謹言。

康和二年正月廿六日 散位從五位下宇佐宿祿兼時

⑧三善雅仲諸國介申文

從五位上行主稅權助兼算博士三善朝臣雅仲誠惶誠恐謹言

請特蒙 天恩、因准先例、依儒勞被兼任越前・越中國介狀

博士帶助者兼國例

親父為長朝臣康平三年兼土左介 助勞 治曆二年兼備前權介 博士勞 歷七年

身勞寛治八年兼土左權 介 助勞 歷七年

右雅仲謹檢案内、博士居助之輩、隨其年限兼諸國介者、古今之通規也。其例不遠、只追親父之蹤。其仁在近、已當今年之運。自餘之例、不違勝言。望請 天恩。因准先例、依儒勞、被兼任件等國介、將知奉公之不空矣。雅仲誠惶誠恐謹言。

康和二年三月廿六日 從五位下行主稅權助兼算博士三善朝臣

注 釈 編

◎目録

朝野群載卷第廿二

諸國雜事上

申受領吏〔舊吏〕 廷尉佐／勲功 以上日申／上臈辭退時下臈申受領〔舊吏依成功申最前要國 宣言〕 申權守

申同介〔申被改任他國介狀〕 外任官符

新司廳宣 送前司館

獻新司許書 頓料解文

新司請給鈎匙〔8〕〔9〕 申給籤符〔10〕

罷符 依下名誤依本位申賜官符

國司申改路次赴任國 國司以下申帶劔

申兼押領使并給隨兵 申補押領使

追討使官符三通 申停追捕使并押領使

補鎮守府兼仗 移文

過所牒〔15〕 牒狀

國符 國務條々事

補郡司官符 釋奠祝文〔16〕〔17〕

臨時奉幣祭文 仁王會咒願

【校訂註】

(1) 廿二：「十六」「廿二」と傍訂」(伴)

(2) ↓補注

- (3) 上日…「上日」「上日」と傍訂」(伴)
- (4) 要…「安」(紅・東)、「安」「要」と傍訂」(伴)
- (5) 旨…「旨」「者」と傍訂」(伴)
- (6) 改…「改」「兼」と傍書」(伴)
- (7) 頓…「頓」「頓」と傍書」(伴)
- (8) 鈞…「鈞」(葉・紅・伴)
- (9) 匙…「起」(底)、「起」「起」「起」(紅)、「起」「匙」と傍書」(伴)
- (10) 籤…「籤」「籤」と傍書」(伴)
- (11) 「依」以下11字細字「本行」と傍書」(伴)
- (12) 使…脱(大)
- (13) 鎮…「領」「鎮」と傍書」(史・豊)
- (14) 府…「符」「府」と傍書」(史・豊)、「符」(紅)
- (15) 所…「書」(史・豊・大)
- (16) 釋…「釋」(底・東)
- (17) 奠…「尊」(葉)、「貴」(紅)、「尊」「奠」と傍書」(伴)

補注

以下、「申受領吏」の注部分に関して、A Ⅱ「舊吏」、B Ⅱ「廷尉佐」、C Ⅱ「勲功」、D Ⅱ「以上日申」、E Ⅱ「上臈辭退時下臈申受領」、F Ⅱ「舊吏依成功申最前要國 宣旨」、およびG Ⅱ「申權守」、H Ⅱ「申被改任他國介状」とする。

底・葉・紅・東は、Fを本文Gの右行に細字で付す。また、Eを次の「申同介」の下に配置する。

伴は、F・Gとともに細字として、Fの下にBを、Gの下にDを配置する。Eは次の「申同介」の下に配置される。さらに、DとE、

FとGの連続を表現している。また、A B C D E F G Hの順に一々八の番号が付される。

史・豊は、Bの下にFを、Dの下にEを配置する。このため、Gが次行頭となり、以下順に配置がずれている。

大は、A B FとC D Eがそれぞれ一行ずつ配置されている。

A Ⅱ Gの項目を文書と対照すると、A B C D E F Gという配列が推定される。その際に問題となるのが、底などでEが「申同介」の下に配列されていることであるが、これは転写の過程での錯誤であり、「申受領吏」に附された割注の三行目と考えるのが妥当であろう。Fは底などでA Bと同行にも見えるが、割注の二段目としてA Bとは独立していると解釈できよう。

校訂本文としては以上のような復原をおこなったが、割注の配置はやや不自然な印象を与える。すでに作成されていた目録の余白に後次的に付された可能性があるかもしれない。なお、Gは底を尊重して細字としなかった。

(北村 安裕)

①清原定康受領吏申文

舊吏¹⁾依勸²⁾濟公文并儒勞申受領吏³⁾

從四位下行助教清原真人定康誠惶誠恐謹言⁴⁾

請特蒙 天恩、因准先例、依當職勞并上総國公文五代勸濟功、兼任

大藏大輔・河内守等闕状

右定康謹檢案内、為當道儒士之者、兼任件等官、承前之例也。近則中原有象兼治部大輔、惟宗時用兼刑部大輔、祖父頼隆兼河内守等是也。¹³⁾¹⁴⁾¹⁵⁾¹⁶⁾¹⁷⁾¹⁸⁾¹⁹⁾²⁰⁾²¹⁾²²⁾²³⁾²⁴⁾²⁵⁾²⁶⁾²⁷⁾²⁸⁾²⁹⁾³⁰⁾³¹⁾³²⁾³³⁾³⁴⁾³⁵⁾³⁶⁾³⁷⁾³⁸⁾³⁹⁾⁴⁰⁾⁴¹⁾⁴²⁾⁴³⁾⁴⁴⁾⁴⁵⁾⁴⁶⁾⁴⁷⁾⁴⁸⁾⁴⁹⁾⁵⁰⁾⁵¹⁾⁵²⁾⁵³⁾⁵⁴⁾⁵⁵⁾⁵⁶⁾⁵⁷⁾⁵⁸⁾⁵⁹⁾⁶⁰⁾⁶¹⁾⁶²⁾⁶³⁾⁶⁴⁾⁶⁵⁾⁶⁶⁾⁶⁷⁾⁶⁸⁾⁶⁹⁾⁷⁰⁾⁷¹⁾⁷²⁾⁷³⁾⁷⁴⁾⁷⁵⁾⁷⁶⁾⁷⁷⁾⁷⁸⁾⁷⁹⁾⁸⁰⁾⁸¹⁾⁸²⁾⁸³⁾⁸⁴⁾⁸⁵⁾⁸⁶⁾⁸⁷⁾⁸⁸⁾⁸⁹⁾⁹⁰⁾⁹¹⁾⁹²⁾⁹³⁾⁹⁴⁾⁹⁵⁾⁹⁶⁾⁹⁷⁾⁹⁸⁾⁹⁹⁾¹⁰⁰⁾¹⁰¹⁾¹⁰²⁾¹⁰³⁾¹⁰⁴⁾¹⁰⁵⁾¹⁰⁶⁾¹⁰⁷⁾¹⁰⁸⁾¹⁰⁹⁾¹¹⁰⁾¹¹¹⁾¹¹²⁾¹¹³⁾¹¹⁴⁾¹¹⁵⁾¹¹⁶⁾¹¹⁷⁾¹¹⁸⁾¹¹⁹⁾¹²⁰⁾¹²¹⁾¹²²⁾¹²³⁾¹²⁴⁾¹²⁵⁾¹²⁶⁾¹²⁷⁾¹²⁸⁾¹²⁹⁾¹³⁰⁾¹³¹⁾¹³²⁾¹³³⁾¹³⁴⁾¹³⁵⁾¹³⁶⁾¹³⁷⁾¹³⁸⁾¹³⁹⁾¹⁴⁰⁾¹⁴¹⁾¹⁴²⁾¹⁴³⁾¹⁴⁴⁾¹⁴⁵⁾¹⁴⁶⁾¹⁴⁷⁾¹⁴⁸⁾¹⁴⁹⁾¹⁵⁰⁾¹⁵¹⁾¹⁵²⁾¹⁵³⁾¹⁵⁴⁾¹⁵⁵⁾¹⁵⁶⁾¹⁵⁷⁾¹⁵⁸⁾¹⁵⁹⁾¹⁶⁰⁾¹⁶¹⁾¹⁶²⁾¹⁶³⁾¹⁶⁴⁾¹⁶⁵⁾¹⁶⁶⁾¹⁶⁷⁾¹⁶⁸⁾¹⁶⁹⁾¹⁷⁰⁾¹⁷¹⁾¹⁷²⁾¹⁷³⁾¹⁷⁴⁾¹⁷⁵⁾¹⁷⁶⁾¹⁷⁷⁾¹⁷⁸⁾¹⁷⁹⁾¹⁸⁰⁾¹⁸¹⁾¹⁸²⁾¹⁸³⁾¹⁸⁴⁾¹⁸⁵⁾¹⁸⁶⁾¹⁸⁷⁾¹⁸⁸⁾¹⁸⁹⁾¹⁹⁰⁾¹⁹¹⁾¹⁹²⁾¹⁹³⁾¹⁹⁴⁾¹⁹⁵⁾¹⁹⁶⁾¹⁹⁷⁾¹⁹⁸⁾¹⁹⁹⁾²⁰⁰⁾²⁰¹⁾²⁰²⁾²⁰³⁾²⁰⁴⁾²⁰⁵⁾²⁰⁶⁾²⁰⁷⁾²⁰⁸⁾²⁰⁹⁾²¹⁰⁾²¹¹⁾²¹²⁾²¹³⁾²¹⁴⁾²¹⁵⁾²¹⁶⁾²¹⁷⁾²¹⁸⁾²¹⁹⁾²²⁰⁾²²¹⁾²²²⁾²²³⁾²²⁴⁾²²⁵⁾²²⁶⁾²²⁷⁾²²⁸⁾²²⁹⁾²³⁰⁾²³¹⁾²³²⁾²³³⁾²³⁴⁾²³⁵⁾²³⁶⁾²³⁷⁾²³⁸⁾²³⁹⁾²⁴⁰⁾²⁴¹⁾²⁴²⁾²⁴³⁾²⁴⁴⁾²⁴⁵⁾²⁴⁶⁾²⁴⁷⁾²⁴⁸⁾²⁴⁹⁾²⁵⁰⁾²⁵¹⁾²⁵²⁾²⁵³⁾²⁵⁴⁾²⁵⁵⁾²⁵⁶⁾²⁵⁷⁾²⁵⁸⁾²⁵⁹⁾²⁶⁰⁾²⁶¹⁾²⁶²⁾²⁶³⁾²⁶⁴⁾²⁶⁵⁾²⁶⁶⁾²⁶⁷⁾²⁶⁸⁾²⁶⁹⁾²⁷⁰⁾²⁷¹⁾²⁷²⁾²⁷³⁾²⁷⁴⁾²⁷⁵⁾²⁷⁶⁾²⁷⁷⁾²⁷⁸⁾²⁷⁹⁾²⁸⁰⁾²⁸¹⁾²⁸²⁾²⁸³⁾²⁸⁴⁾²⁸⁵⁾²⁸⁶⁾²⁸⁷⁾²⁸⁸⁾²⁸⁹⁾²⁹⁰⁾²⁹¹⁾²⁹²⁾²⁹³⁾²⁹⁴⁾²⁹⁵⁾²⁹⁶⁾²⁹⁷⁾²⁹⁸⁾²⁹⁹⁾³⁰⁰⁾³⁰¹⁾³⁰²⁾³⁰³⁾³⁰⁴⁾³⁰⁵⁾³⁰⁶⁾³⁰⁷⁾³⁰⁸⁾³⁰⁹⁾³¹⁰⁾³¹¹⁾³¹²⁾³¹³⁾³¹⁴⁾³¹⁵⁾³¹⁶⁾³¹⁷⁾³¹⁸⁾³¹⁹⁾³²⁰⁾³²¹⁾³²²⁾³²³⁾³²⁴⁾³²⁵⁾³²⁶⁾³²⁷⁾³²⁸⁾³²⁹⁾³³⁰⁾³³¹⁾³³²⁾³³³⁾³³⁴⁾³³⁵⁾³³⁶⁾³³⁷⁾³³⁸⁾³³⁹⁾³⁴⁰⁾³⁴¹⁾³⁴²⁾³⁴³⁾³⁴⁴⁾³⁴⁵⁾³⁴⁶⁾³⁴⁷⁾³⁴⁸⁾³⁴⁹⁾³⁵⁰⁾³⁵¹⁾³⁵²⁾³⁵³⁾³⁵⁴⁾³⁵⁵⁾³⁵⁶⁾³⁵⁷⁾³⁵⁸⁾³⁵⁹⁾³⁶⁰⁾³⁶¹⁾³⁶²⁾³⁶³⁾³⁶⁴⁾³⁶⁵⁾³⁶⁶⁾³⁶⁷⁾³⁶⁸⁾³⁶⁹⁾³⁷⁰⁾³⁷¹⁾³⁷²⁾³⁷³⁾³⁷⁴⁾³⁷⁵⁾³⁷⁶⁾³⁷⁷⁾³⁷⁸⁾³⁷⁹⁾³⁸⁰⁾³⁸¹⁾³⁸²⁾³⁸³⁾³⁸⁴⁾³⁸⁵⁾³⁸⁶⁾³⁸⁷⁾³⁸⁸⁾³⁸⁹⁾³⁹⁰⁾³⁹¹⁾³⁹²⁾³⁹³⁾³⁹⁴⁾³⁹⁵⁾³⁹⁶⁾³⁹⁷⁾³⁹⁸⁾³⁹⁹⁾⁴⁰⁰⁾⁴⁰¹⁾⁴⁰²⁾⁴⁰³⁾⁴⁰⁴⁾⁴⁰⁵⁾⁴⁰⁶⁾⁴⁰⁷⁾⁴⁰⁸⁾⁴⁰⁹⁾⁴¹⁰⁾⁴¹¹⁾⁴¹²⁾⁴¹³⁾⁴¹⁴⁾⁴¹⁵⁾⁴¹⁶⁾⁴¹⁷⁾⁴¹⁸⁾⁴¹⁹⁾⁴²⁰⁾⁴²¹⁾⁴²²⁾⁴²³⁾⁴²⁴⁾⁴²⁵⁾⁴²⁶⁾⁴²⁷⁾⁴²⁸⁾⁴²⁹⁾⁴³⁰⁾⁴³¹⁾⁴³²⁾⁴³³⁾⁴³⁴⁾⁴³⁵⁾⁴³⁶⁾⁴³⁷⁾⁴³⁸⁾⁴³⁹⁾⁴⁴⁰⁾⁴⁴¹⁾⁴⁴²⁾⁴⁴³⁾⁴⁴⁴⁾⁴⁴⁵⁾⁴⁴⁶⁾⁴⁴⁷⁾⁴⁴⁸⁾⁴⁴⁹⁾⁴⁵⁰⁾⁴⁵¹⁾⁴⁵²⁾⁴⁵³⁾⁴⁵⁴⁾⁴⁵⁵⁾⁴⁵⁶⁾⁴⁵⁷⁾⁴⁵⁸⁾⁴⁵⁹⁾⁴⁶⁰⁾⁴⁶¹⁾⁴⁶²⁾⁴⁶³⁾⁴⁶⁴⁾⁴⁶⁵⁾⁴⁶⁶⁾⁴⁶⁷⁾⁴⁶⁸⁾⁴⁶⁹⁾⁴⁷⁰⁾⁴⁷¹⁾⁴⁷²⁾⁴⁷³⁾⁴⁷⁴⁾⁴⁷⁵⁾⁴⁷⁶⁾⁴⁷⁷⁾⁴⁷⁸⁾⁴⁷⁹⁾⁴⁸⁰⁾⁴⁸¹⁾⁴⁸²⁾⁴⁸³⁾⁴⁸⁴⁾⁴⁸⁵⁾⁴⁸⁶⁾⁴⁸⁷⁾⁴⁸⁸⁾⁴⁸⁹⁾⁴⁹⁰⁾⁴⁹¹⁾⁴⁹²⁾⁴⁹³⁾⁴⁹⁴⁾⁴⁹⁵⁾⁴⁹⁶⁾⁴⁹⁷⁾⁴⁹⁸⁾⁴⁹⁹⁾⁵⁰⁰⁾⁵⁰¹⁾⁵⁰²⁾⁵⁰³⁾⁵⁰⁴⁾⁵⁰⁵⁾⁵⁰⁶⁾⁵⁰⁷⁾⁵⁰⁸⁾⁵⁰⁹⁾⁵¹⁰⁾⁵¹¹⁾⁵¹²⁾⁵¹³⁾⁵¹⁴⁾⁵¹⁵⁾⁵¹⁶⁾⁵¹⁷⁾⁵¹⁸⁾⁵¹⁹⁾⁵²⁰⁾⁵²¹⁾⁵²²⁾⁵²³⁾⁵²⁴⁾⁵²⁵⁾⁵²⁶⁾⁵²⁷⁾⁵²⁸⁾⁵²⁹⁾⁵³⁰⁾⁵³¹⁾⁵³²⁾⁵³³⁾⁵³⁴⁾⁵³⁵⁾⁵³⁶⁾⁵³⁷⁾⁵³⁸⁾⁵³⁹⁾⁵⁴⁰⁾⁵⁴¹⁾⁵⁴²⁾⁵⁴³⁾⁵⁴⁴⁾⁵⁴⁵⁾⁵⁴⁶⁾⁵⁴⁷⁾⁵⁴⁸⁾⁵⁴⁹⁾⁵⁵⁰⁾⁵⁵¹⁾⁵⁵²⁾⁵⁵³⁾⁵⁵⁴⁾⁵⁵⁵⁾⁵⁵⁶⁾⁵⁵⁷⁾⁵⁵⁸⁾⁵⁵⁹⁾⁵⁶⁰⁾⁵⁶¹⁾⁵⁶²⁾⁵⁶³⁾⁵⁶⁴⁾⁵⁶⁵⁾⁵⁶⁶⁾⁵⁶⁷⁾⁵⁶⁸⁾⁵⁶⁹⁾⁵⁷⁰⁾⁵⁷¹⁾⁵⁷²⁾⁵⁷³⁾⁵⁷⁴⁾⁵⁷⁵⁾⁵⁷⁶⁾⁵⁷⁷⁾⁵⁷⁸⁾⁵⁷⁹⁾⁵⁸⁰⁾⁵⁸¹⁾⁵⁸²⁾⁵⁸³⁾⁵⁸⁴⁾⁵⁸⁵⁾⁵⁸⁶⁾⁵⁸⁷⁾⁵⁸⁸⁾⁵⁸⁹⁾⁵⁹⁰⁾⁵⁹¹⁾⁵⁹²⁾⁵⁹³⁾⁵⁹⁴⁾⁵⁹⁵⁾⁵⁹⁶⁾⁵⁹⁷⁾⁵⁹⁸⁾⁵⁹⁹⁾⁶⁰⁰⁾⁶⁰¹⁾⁶⁰²⁾⁶⁰³⁾⁶⁰⁴⁾⁶⁰⁵⁾⁶⁰⁶⁾⁶⁰⁷⁾⁶⁰⁸⁾⁶⁰⁹⁾⁶¹⁰⁾⁶¹¹⁾⁶¹²⁾⁶¹³⁾⁶¹⁴⁾⁶¹⁵⁾⁶¹⁶⁾⁶¹⁷⁾⁶¹⁸⁾⁶¹⁹⁾⁶²⁰⁾⁶²¹⁾⁶²²⁾⁶²³⁾⁶²⁴⁾⁶²⁵⁾⁶²⁶⁾⁶²⁷⁾⁶²⁸⁾⁶²⁹⁾⁶³⁰⁾⁶³¹⁾⁶³²⁾⁶³³⁾⁶³⁴⁾⁶³⁵⁾⁶³⁶⁾⁶³⁷⁾⁶³⁸⁾⁶³⁹⁾⁶⁴⁰⁾⁶⁴¹⁾⁶⁴²⁾⁶⁴³⁾⁶⁴⁴⁾⁶⁴⁵⁾⁶⁴⁶⁾⁶⁴⁷⁾⁶⁴⁸⁾⁶⁴⁹⁾⁶⁵⁰⁾⁶⁵¹⁾⁶⁵²⁾⁶⁵³⁾⁶⁵⁴⁾⁶⁵⁵⁾⁶⁵⁶⁾⁶⁵⁷⁾⁶⁵⁸⁾⁶⁵⁹⁾⁶⁶⁰⁾⁶⁶¹⁾⁶⁶²⁾⁶⁶³⁾⁶⁶⁴⁾⁶⁶⁵⁾⁶⁶⁶⁾⁶⁶⁷⁾⁶⁶⁸⁾⁶⁶⁹⁾⁶⁷⁰⁾⁶⁷¹⁾⁶⁷²⁾⁶⁷³⁾⁶⁷⁴⁾⁶⁷⁵⁾⁶⁷⁶⁾⁶⁷⁷⁾⁶⁷⁸⁾⁶⁷⁹⁾⁶⁸⁰⁾⁶⁸¹⁾⁶⁸²⁾⁶⁸³⁾⁶⁸⁴⁾⁶⁸⁵⁾⁶⁸⁶⁾⁶⁸⁷⁾⁶⁸⁸⁾⁶⁸⁹⁾⁶⁹⁰⁾⁶⁹¹⁾⁶⁹²⁾⁶⁹³⁾⁶⁹⁴⁾⁶⁹⁵⁾⁶⁹⁶⁾⁶⁹⁷⁾⁶⁹⁸⁾⁶⁹⁹⁾⁷⁰⁰⁾⁷⁰¹⁾⁷⁰²⁾⁷⁰³⁾⁷⁰⁴⁾⁷⁰⁵⁾⁷⁰⁶⁾⁷⁰⁷⁾⁷⁰⁸⁾⁷⁰⁹⁾⁷¹⁰⁾⁷¹¹⁾⁷¹²⁾⁷¹³⁾⁷¹⁴⁾⁷¹⁵⁾⁷¹⁶⁾⁷¹⁷⁾⁷¹⁸⁾⁷¹⁹⁾⁷²⁰⁾⁷²¹⁾⁷²²⁾⁷²³⁾⁷²⁴⁾⁷²⁵⁾⁷²⁶⁾⁷²⁷⁾⁷²⁸⁾⁷²⁹⁾⁷³⁰⁾⁷³¹⁾⁷³²⁾⁷³³⁾⁷³⁴⁾⁷³⁵⁾⁷³⁶⁾⁷³⁷⁾⁷³⁸⁾⁷³⁹⁾⁷⁴⁰⁾⁷⁴¹⁾⁷⁴²⁾⁷⁴³⁾⁷⁴⁴⁾⁷⁴⁵⁾⁷⁴⁶⁾⁷⁴⁷⁾⁷⁴⁸⁾⁷⁴⁹⁾⁷⁵⁰⁾⁷⁵¹⁾⁷⁵²⁾⁷⁵³⁾⁷⁵⁴⁾⁷⁵⁵⁾⁷⁵⁶⁾⁷⁵⁷⁾⁷⁵⁸⁾⁷⁵⁹⁾⁷⁶⁰⁾⁷⁶¹⁾⁷⁶²⁾⁷⁶³⁾⁷⁶⁴⁾⁷⁶⁵⁾⁷⁶⁶⁾⁷⁶⁷⁾⁷⁶⁸⁾⁷⁶⁹⁾⁷⁷⁰⁾⁷⁷¹⁾⁷⁷²⁾⁷⁷³⁾⁷⁷⁴⁾⁷⁷⁵⁾⁷⁷⁶⁾⁷⁷⁷⁾⁷⁷⁸⁾⁷⁷⁹⁾⁷⁸⁰⁾⁷⁸¹⁾⁷⁸²⁾⁷⁸³⁾⁷⁸⁴⁾⁷⁸⁵⁾⁷⁸⁶⁾⁷⁸⁷⁾⁷⁸⁸⁾⁷⁸⁹⁾⁷⁹⁰⁾⁷⁹¹⁾⁷⁹²⁾⁷⁹³⁾⁷⁹⁴⁾⁷⁹⁵⁾⁷⁹⁶⁾⁷⁹⁷⁾⁷⁹⁸⁾⁷⁹⁹⁾⁸⁰⁰⁾⁸⁰¹⁾⁸⁰²⁾⁸⁰³⁾⁸⁰⁴⁾⁸⁰⁵⁾⁸⁰⁶⁾⁸⁰⁷⁾⁸⁰⁸⁾⁸⁰⁹⁾⁸¹⁰⁾⁸¹¹⁾⁸¹²⁾⁸¹³⁾⁸¹⁴⁾⁸¹⁵⁾⁸¹⁶⁾⁸¹⁷⁾⁸¹⁸⁾⁸¹⁹⁾⁸²⁰⁾⁸²¹⁾⁸²²⁾⁸²³⁾⁸²⁴⁾⁸²⁵⁾⁸²⁶⁾⁸²⁷⁾⁸²⁸⁾⁸²⁹⁾⁸³⁰⁾⁸³¹⁾⁸³²⁾⁸³³⁾⁸³⁴⁾⁸³⁵⁾⁸³⁶⁾⁸³⁷⁾⁸³⁸⁾⁸³⁹⁾⁸⁴⁰⁾⁸⁴¹⁾⁸⁴²⁾⁸⁴³⁾⁸⁴⁴⁾⁸⁴⁵⁾⁸⁴⁶⁾⁸⁴⁷⁾⁸⁴⁸⁾⁸⁴⁹⁾⁸⁵⁰⁾⁸⁵¹⁾⁸⁵²⁾⁸⁵³⁾⁸⁵⁴⁾⁸⁵⁵⁾⁸⁵⁶⁾⁸⁵⁷⁾⁸⁵⁸⁾⁸⁵⁹⁾⁸⁶⁰⁾⁸⁶¹⁾⁸⁶²⁾⁸⁶³⁾⁸⁶⁴⁾⁸⁶⁵⁾⁸⁶⁶⁾⁸⁶⁷⁾⁸⁶⁸⁾⁸⁶⁹⁾⁸⁷⁰⁾⁸⁷¹⁾⁸⁷²⁾⁸⁷³⁾⁸⁷⁴⁾⁸⁷⁵⁾⁸⁷⁶⁾⁸⁷⁷⁾⁸⁷⁸⁾⁸⁷⁹⁾⁸⁸⁰⁾⁸⁸¹⁾⁸⁸²⁾⁸⁸³⁾⁸⁸⁴⁾⁸⁸⁵⁾⁸⁸⁶⁾⁸⁸⁷⁾⁸⁸⁸⁾⁸⁸⁹⁾⁸⁹⁰⁾⁸⁹¹⁾⁸⁹²⁾⁸⁹³⁾⁸⁹⁴⁾⁸⁹⁵⁾⁸⁹⁶⁾⁸⁹⁷⁾⁸⁹⁸⁾⁸⁹⁹⁾⁹⁰⁰⁾⁹⁰¹⁾⁹⁰²⁾⁹⁰³⁾⁹⁰⁴⁾⁹⁰⁵⁾⁹⁰⁶⁾⁹⁰⁷⁾⁹⁰⁸⁾⁹⁰⁹⁾⁹¹⁰⁾⁹¹¹⁾⁹¹²⁾⁹¹³⁾⁹¹⁴⁾⁹¹⁵⁾⁹¹⁶⁾⁹¹⁷⁾⁹¹⁸⁾⁹¹⁹⁾⁹²⁰⁾⁹²¹⁾⁹²²⁾⁹²³⁾⁹²⁴⁾⁹²⁵⁾⁹²⁶⁾⁹²⁷⁾⁹²⁸⁾⁹²⁹⁾⁹³⁰⁾⁹³¹⁾⁹³²⁾⁹³³⁾⁹³⁴⁾⁹³⁵⁾⁹³⁶⁾⁹³⁷⁾⁹³⁸⁾⁹³⁹⁾⁹⁴⁰⁾⁹⁴¹⁾⁹⁴²⁾⁹⁴³⁾⁹⁴⁴⁾⁹⁴⁵⁾⁹⁴⁶⁾⁹⁴⁷⁾⁹⁴⁸⁾⁹⁴⁹⁾⁹⁵⁰⁾⁹⁵¹⁾⁹⁵²⁾⁹⁵³⁾⁹⁵⁴⁾⁹⁵⁵⁾⁹⁵⁶⁾⁹⁵⁷⁾⁹⁵⁸⁾⁹⁵⁹⁾⁹⁶⁰⁾⁹⁶¹⁾⁹⁶²⁾⁹⁶³⁾⁹⁶⁴⁾⁹⁶⁵⁾⁹⁶⁶⁾⁹⁶⁷⁾⁹⁶⁸⁾⁹⁶⁹⁾⁹⁷⁰⁾⁹⁷¹⁾⁹⁷²⁾⁹⁷³⁾⁹⁷⁴⁾⁹⁷⁵⁾⁹⁷⁶⁾⁹⁷⁷⁾⁹⁷⁸⁾⁹⁷⁹⁾⁹⁸⁰⁾⁹⁸¹⁾⁹⁸²⁾⁹⁸³⁾⁹⁸⁴⁾⁹⁸⁵⁾⁹⁸⁶⁾⁹⁸⁷⁾⁹⁸⁸⁾⁹⁸⁹⁾⁹⁹⁰⁾⁹⁹¹⁾⁹⁹²⁾⁹⁹³⁾⁹⁹⁴⁾⁹⁹⁵⁾⁹⁹⁶⁾⁹⁹⁷⁾⁹⁹⁸⁾⁹⁹⁹⁾¹⁰⁰⁰⁾

須以大功申熟國也。然而齡傾病侵、榮遠死近、不如浴今日之恩、慰多年之愁。望請 天恩。因准先例、依件等勞、兼任彼官。且仰憐老之仁、且誇奉公之節。定康誠惶誠恐謹言。

天永三年四月二日 從四位下行助教清原真人定康

【校訂註】

- (1) 吏…「更」〔「吏」と傍書〕(伴)
- (2) 濟…「治」(紅)、「洛」(東)、「治」〔「濟」と傍書〕(伴)
- (3) 吏…「使」(紅)、「使」〔「吏」と傍書〕(伴)
- (4) 行…脱(底)
- (5) 特…「持」(伴)
- (6) 因…脱〔「因」を補〕(伴)
- (7) 公文…「文」(紅)、「文」〔「公文」と傍訂〕(伴)
- (8) 濟…「洛」(紅・東)、「洛」〔「治」と傍書〕(伴)
- (9) 者…「寺」(紅)、「寺」〔「者」と傍書〕(伴)
- (10) 例也…欠(紅)
- (11) 近…脱(紅・伴・大)、「□」(東)
- (12) 有…欠(紅)、「□」(東)
- (13) 象…欠(紅)、「家」(伴・大)
- (14) 部…欠(紅)、脱〔「部」を補〕(伴)
- (15) 時…「特」(東)
- (16) 用兼…欠(紅)
- (17) 河内守…欠(紅)
- (18) 也於…欠(紅)
- (19) 計…「時」(紅・伴)

- (20) 冊…欠(紅)、「冊」(伴)
- (21) 餘…欠(紅)
- (22) 亦…脱〔「亦」を補〕(伴)
- (23) 廿…「耳」〔「廿」と傍訂〕(伴)
- (24) 年…「羊」〔「年」と傍書〕(伴)
- (25) 貢…「貴」(紅)、「貴」〔「貢」と傍書〕(伴)
- (26) 熟…「□」(残画)〔「葉」〕、「熟」〔「ハ」を「大」と傍訂〕(伴)
- (27) 也…「必」(紅)
- (28) 傾…欠(紅)、「□」(残画)〔「東」〕
- (29) 榮…欠(紅)、「勞」(伴・大)
- (30) 遠…欠(紅)、「□」(残画)〔「東」〕、「又過」(伴)
- (31) 死…欠(紅)
- (32) 近…「進」(紅)、「下」に「死」〔「所」を補〕(伴)
- (33) 如…欠(紅)、「□」(東)、「知」(伴)
- (34) 浴…欠(紅)、脱〔「浴」を補〕(伴)
- (35) 「今」以下8字欠(紅)
- (36) 愁…「愁」〔「愁」と傍書〕(伴)
- (37) 闕字せず(史・豊)
- (38) 勞…「製」(紅)、「製」〔「例勞」と傍訂。「例」に「ナシ」と傍書〕(伴)、「例勞」(大)
- (39) 勞…下に「宜」(二本无)と補(伴)、「下」に「宜」あり(大)
- (40) 彼…「被」〔「彼」と傍書〕(伴)
- (41) 憐…欠(紅)
- (42) 教清原真人…欠(紅)、脱〔「教清原真人」を補〕(伴)

【書き下し】

旧吏勘済公文并せて儒⁽¹⁾勞に依り受領吏を申す

従四位下行助教清原真人定康誠惶誠恐謹言

特に 天恩を蒙り、先例に因准し、当職の勞并せて上総国公文五代

勘済の功に依り、大藏大輔・河内守等の闕を兼任せむことを請ふ状

右定康謹みて案内を検するに、当道⁽⁶⁾の儒士たるの者、件等の官を兼任

するは、承前の例なり。近くは則ち中原有象治部大輔を兼ね、惟宗時

用刑部大輔を兼ね、祖父頼隆河内守を兼ねる等これなり。是に於て定

康儒勞を計ふれば、則ち冊餘廻の春秋空しく暮れ、吏途を思へば、ま

た廿箇年の貢賦全く備ふ。須く大功を以て熟国⁽⁸⁾を申すべきなり。然れ

ども齡傾きて病侵し、榮遠くして死近ければ、今日の恩に浴して多年

の愁ひを慰むるに如かず。望み請ふらくは 天恩を。先例に因准し、

件等の勞に依り、彼の官を兼任せむことを。且つは憐老の仁を仰ぎ、

且つは奉公の節を誇らむ。定康誠惶誠恐謹言。

天永三年四月二日 従四位下行助教清原真人定康

【註】

(1) 勘済公文 公文勘済とは、受領が不与解由状で指摘された欠負未

納の填納を行い、主計・主税寮から調庸惣返抄や正税返却帳など

の返抄類を得て、財政帳簿の勘会を済ますことをさす。元来公文

勘済をおこなうことは、「天曆以往、済合格事之者甚少。」(『北山

抄』卷十吏途指南)と述べられるように、受領にとってきわめて

難しいことであつた。しかし、十世紀後半以降、受領が合法的に

調庸等の貢進量を減少させ、諸司がそれを黙認した結果、公文勘

済の受領が急増した。十一世紀の前半には、半数以上の旧吏が公

文を勘済する状況となり、公文勘済自体は重視されなくなつてし

まった(寺内浩「受領考課制度の変容」『受領制の研究』塙書房、

二〇〇四、初出一九九七)。ただし、『北山抄』卷十吏途指南によ

れば上総国は二カ年の勘済で勸賞される亡弊国であり、五代勘済

を大功とする定康の主張の一応の根拠とならう。なお、定康にた

いしては任終の翌年にあたる康和元年(一〇九九)十二月二九日

に勘出文が下され(『世紀』、康和四年(一一〇二)正月五日に

功過定がおこなわれている(『中右記』)。

(2) 儒勞 昇進の条件となる勞は本来さまざまな条件によって算定さ

れるべきであるが、しだいに官職の在職期間を基準とする方

式に定着した。ここでの「儒勞」は明経道の勞をさすが、詳細は

未詳。

(3) 清原真人定康 清原定康。父は大外記定滋。承暦四年(一〇八

〇)十二月二日に能登権介(『革歴類』『革勘例』)、寛治三年

(二〇八九)十月四日に「従五位上行直講」とみえる(『群載』卷

二一)。寛治五年(一〇九二)、助教(『江記』)。嘉保元年(一〇

九四)、任上総介(『魚魯愚抄』)。康和五年(一一〇三)正月六日、

正五位下(治国石見)。時に助教(『世紀』)。天永三年(一一一

二)七月二三日、任河内守(『中右記』『殿曆』)。同年十月、河内

守として観心寺領の免除申請に関わる(平一七七七)。同年十

一月六日に病により出家し、永久元年(一一一三)正月四日に七

二歳で卒す(『分脈』)。『分脈』には、「助教・上総介・直講・少

外記・河内守・得業生・彈正忠・従四下」とある。『清原系図』

では、大外記とし、「上総介治国、給繪旨誅伐朝敵畢」とある。

『中右記』嘉承二年(一一〇七)十二月二二日条には、「資隆父定

康、経外記者也」とある。

(4) 当職 明経道の助教。

(5) 五代勸濟 国司五代の在任期間である二十年分の官物の勸濟。後文の「廿箇年の貢賦」と対応する。

当道 明経道。

(7) 中原有象 父は直講十市春宗。もと十市首。延喜二年(九〇二)生(『押小路家譜』)。承平元年(九三一)十二月二七日、准得業生可課試の宣旨を下される(『符宣抄』)。延長七年(九二九)十二月十一日の神今食では、「外記有象」とある(『西宮記』)。天慶元年(九三八)十一月三日に兵部少録をそれぞれ見任(『世紀』)。同五年十二月一三日、権少外記に任ず(元直講)。同六年二月二七日、任少外記(元直講)。同九年二月七日、任大外記。同年四月二八日、従五位下。同年七月十七日に遠江介。天曆二年(九四八)正月に出雲守(以上、『外記補任』)。天徳二年(九五八)に任大学博士(『二中曆』)。同四年五月十日に明経博士として見任(『紀略』)。康保二年(九六五)八月五日には、大学博士としてみえる。同四年八月二二日、『従五位上行勘解由次官兼博士』として署名し、安和二年(九六九)八月一日には「従五位上守刑部大甫兼行博士紀伊権守」とある(以上、『符宣抄』)。この間、天慶八年(九四五)に宿祢姓を賜り(『外記補任』)、天禄二年(九七二)九月に中原宿祢を賜姓される(『中原系図』)。さらに天延二年(九七四)十一月には、朝臣となった(『分脈』)。天元元年(九七八)八月五日の積奠の記事が最後の業績となる(『紀略』)。「分脈」には、「治部卿・斎宮頭・従四下・少外記・算博士」とみえる。

(8) 惟宗時用 ほかにもみえず。

(9) 頼隆 清原頼隆。父は右大史近澄。伯父である大外記広澄の嗣子となる。『小右記』長和四年(一〇一五)十一月十一日条に「外記頼隆」とみえる。万寿元年(一一二四)十二月二九日、「大外記兼主税権助教伊予権介」とある(『符宣抄』)。長元八年(一一三五)には備後介として見任(『桂林遺芳抄』)。長暦二年(一一三八)正月五日、美作権介として見任。ときに主税頭大外記助教(『成文抄』)。長久二年(一一〇四)正月、任河内守。ときに主計頭(『勘例』)。河内守としては、石清水八幡宮護国寺の寺領の免除に関わったらしい(平一〇八三)。天喜元年(一一〇五)三月七月二八日に七五歳で卒す(『分脈』)。「分脈」には、「主税権頭・河内守・伊予権介・助教・囚獄正・筑前守・次侍従・少内記・大炊頭・得業生・直講・大外記・博士・主計頭・局務」とみえる。

(10) 熟国 白河親政期から鳥羽院政期までに家司受領・院司受領が在任した年数によって諸国をA(年数総計五十年以上)・B(同四十年以上)・C(同三十年以上)・D(同二十年以上)・E(同十年以上)・F(同十年未満)に分類した場合、当時「熟国」「大國」などとされた国は、A〜Cランクの範囲にある(寺内浩「院政期における家司受領と院司受領」前掲書、初出一九九八)。河内国はEランクなので、「熟国」とはきわめて遠い。参議・非参議の兼国状況や公卿の前歴としての補任状況などから諸国を格付けした土田直鎮氏の分類でも、河内国は最低ランクに位置づけられており(「公卿補任を通じて見た諸国の格付け」『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二、初出一九七五)、定康の叙述が

裏付けられる。

【文書の位置づけ・機能】

『魚魯愚抄』によると、除目労働や申文の事務取扱には、勤務成績による給官を主にあつかう外記方と、別勅による臨時の給官の系譜を引くと思われる蔵人方の区別が存在し、「諸大夫四位以下申文」は外記方に位置づけられていた。しかし、『魚魯愚別録』が載せる五位蔵人の藤原為房作成の応徳二年（一〇八五）正月申文目録には受領（旧吏・新叙・別功）・六位受領・兼国・諸国権守などの項目が載っており、当該期には実際には蔵人方として処理されていた。『権記』長保二年（一〇〇〇）正月二二日条には蔵人頭藤原行成が撰定して奏聞した申文として「任国究済旧吏」や「申受領」の新叙・史・檢非違使などの項目があり、『魚魯愚別録』所引の『親信卿記』逸文には受領申文が蔵人方で処理されていたことがみえるなど、十一世紀初めには受領を求める申文は蔵人方であつかわれていたと考えられる（玉井力『平安時代の除目について』『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇、初出一九八四）。本文書も、蔵人方に提出されて主に蔵人頭によって撰定されたのち、「御硯篋」の蓋に入れられ、執筆に下されたと考えられる。

本申文の清原定康は、同年七月の小除目に際して河内守に任官しているが、申文からは三ヶ月を経ていることがやや不審である。あるいは、四月におこなわれた祭除目（『殿曆』天永三年四月十一日条、『中右記』同日条）に提出され、一度は申請が通らなかったものと考えられるべきであろうか。

【関連史料】

『世紀』康和元年（二〇九九）二月二九日条、『中右記』康和四年（一一〇二）正月五日条、天永三年（一一二二）七月二三日条、『殿曆』天永三年七月二三日条

【参考文献】

玉井力『平安時代の貴族と天皇』（岩波書店、二〇〇〇）（北村 安裕）

② 藤原俊信受領申文

靱負佐申受領

右少辨正五位下兼行右衛門權佐文章博士東宮學士周防介藤原朝臣俊信誠惶誠恐謹言

請殊蒙 天恩、因准先例、被兼任撰津・淡路等國守闕状

右俊信謹檢案内、為廷尉佐之者、經五六年拜任受領、承前之例也。又為辨官之輩、兼任刺史、古今之跡也。俊信承徳二年拜任右衛門權佐、康和元年拜除右少辨。雖思夕惕、尚仰朝恩。抑有信・為房・時範・敦宗朝臣等、共退金吾、兼任刺史。近代之例、指屈如此。俊信廷尉之職、已歷七年。今思舊貫、偏在新恩。望請 天恩。因准先例、罷右衛門權佐職、被兼任件等國守闕。然則不懈夙夜於鸞臺之風、偏致拜覲於龍樓之日。俊信誠惶誠恐謹言。

康和六年正月廿五日 右少弁正五位下行右衛門權佐、

【校訂註】

(1) 靱：「靱」（葉・紅）

- (2) 負…「肩」(底・葉・史・紅・東・伴)
 (3) 少…欠(紅)
 (4) 辨…「雜」(紅)、「雜」〔辨〕と傍書(伴)
 (5) 正五…欠(紅)
 (6) 右衛門権…欠(紅)
 (7) 章…欠(紅)
 (8) 宮…「官」(紅)
 (9) 学…「勞」〔学〕と傍書(伴)
 (10) 「介」以下13字欠(紅)
 (11) 藤…「菅」〔藤(補任)〕と傍書(伴)
 (12) 朝臣…脱(豊)
 (13) 恐…「懃」〔恐〕と傍訂(伴)
 (14) 殊…「未」(紅)、「未」〔殊〕と傍訂(伴)
 (15) 闕字せず(伴)
 (16) 天恩因…欠(紅)
 (17) 例被兼任…欠(紅)
 (18) 被…「披」〔被歟〕と傍書(伴)
 (19) 被兼…〔 〕〔東〕
 (20) 國守闕状…欠(紅)
 (21) 為…「辱」〔為〕と傍書(伴)
 (22) 兼…〔 〕〔残画〕〔東〕
 (23) 兼任刺史…欠(紅)
 (24) 刺…「判」〔底・葉〕
 (25) 跡…「例」〔伴・大〕
 (26) 跡也俊…欠(紅)

- (27) 也…下に「爰」あり(伴・大)
 (28) 門…脱〔門〕を補(史・豊)
 (29) 權佐…欠(紅)
 (30) 拜除…欠(紅)
 (31) 雖…欠(紅)
 (32) 思…「鬼」〔思〕と傍書(伴)
 (33) 惕…「揚」〔惕歟〕と傍書(史)、「揚」〔惕歟〕と傍書(豊)、
 (34) 惕尚仰…欠(紅) 〔 〕〔残画〕〔東)、「陽」〔伴・大〕
 (35) 仰…〔 〕〔残画〕〔東〕
 (36) 敦…「敦」〔敏イ〕と傍書(史・豊)、「敏」〔紅・伴〕
 (37) 兼…脱(紅・伴・大)
 (38) 刺…欠(紅)
 (39) 史…「吏」(史・豊)
 (40) 俊…「後」〔俊〕と傍書(伴)
 (41) 已…「々也」(紅)、「々也」〔已〕と傍訂(伴)
 (42) 七年…欠(紅)
 (43) 今…「令」〔今〕と傍書(伴)
 (44) 思舊…欠(紅)
 (45) 門…脱〔門〕を補(史)
 (46) 權…「攄」(紅)、「攄」〔權〕と傍書(伴)
 (47) 被…脱〔被〕を補(葉)
 (48) 夙…「風」〔夙〕と傍書(伴)
 (49) 風…「鳳」〔伴・大〕
 (50) 致…脱〔致〕を補(葉)、「欠(紅)

- (51) 覲：「□」(伴)
 (52) 覲於：「□」(東)
 (53) 覲於龍：欠(紅)
 (54) 之日：欠(紅)、「□」(東)
 (55) 日：「□」(伴)
 (56) 六：「六」「四イ」と傍書(史・豊)、「四」(紅・大)、「四」
 「六」と傍書(伴)
 (57) 「廿」以下欠(紅)
 (58) 廿五：「□」(東)、「二」(伴)
 (59) 行：脱(伴・大)

【書き下し】

靱負佐受領を申す

右少弁正五位下兼行右衛門権佐文章博士東宮学士周防介藤原朝臣俊信
 誠惶誠恐謹言

殊に 天恩を蒙り、先例に因准し、撰津・淡路等の国守の闕に兼任
 せられむことを請ふ状

右俊信謹みて案内を検するに、廷尉佐たるの者、五・六年を経、受領
 を拝任するは、承前の例なり。また弁官たるの輩、刺史を兼任するは、
 古今の跡なり。俊信承徳二年右衛門権佐を拝任し、康和元年右少弁を
 拝除す。夕惕を思ふと雖も、尚朝恩を仰ぐ。そもそも有信・為房・時
 範・敦宗朝臣等、共に金吾を退き、刺史を兼任す。近代の例、指屈す
 ること此のごとし。俊信廷尉の職、已に七年を歴。今旧貫を思ふに、
 偏に新恩在らむ。望み請ふらくは 天恩を。先例に因准し、右衛門権
 佐の職を罷り、件等の國守の闕に兼任せられむことを。然れば則ち夙

夜鸞⁸⁾台の風を懈らず、偏に龍楼¹¹⁾の日に拝覲を致さむ。俊信誠惶誠恐謹
 言。

康和六年正月廿五日 右少弁正五位下行右衛門権佐、

【註】

- (1) 藤原朝臣俊信 式部大輔藤原正信男。母は美濃守藤原良任女。永
 保三年(一〇八三)には藏人として見える(『師通記』同年二月
 十三日条)。寛治七年(一〇九三)六月二八日に高陽院作文に際
 し講師を務める(『師通記』。承徳元年(一〇九七)には正五位
 下に叙され、安芸権介を兼官する(『中右記』同年正月五・三十
 日条)。本申文によれば、同二年に右衛門権佐に任じており(『弁
 官補任』では康和元年(一〇九九)とする)、また「廷尉佐」と
 あることから検非違使にも任じられたようである。翌康和元年に
 右少弁を兼ね、二年には文章博士、三年には周防介、五年には東
 宮学士を兼ねる(以上『弁官補任』)。長治二年(一一〇五)二月
 一日、正五位下右少弁右衛門権佐東宮学士文章博士で卒去(『中
 右記』同日条)。官歴が示すように、文章道から出身した実務官
 僚である。藤原忠実¹²⁾に近く、『中右記』にも散見する。
 (2) 夕惕¹³⁾ 朝から夕までおそれつつしむ。終日つつしむ。
 (3) 有信 藤原有信。式部大輔文章博士藤原実綱男。母は備後守源道
 成女。後冷泉朝に文章生から出身し、藏人に任ず(『群載』卷十
 三紀伝・康平六年(一〇六三)十月二十六日对策文、『詞花和歌
 集』卷十雑下)。その後東宮学士に任じ、寛治元年(一一〇八七)
 には兵部大輔(『世紀』同年十二月十三日条)、同四年には左衛門
 権佐(『為房卿記』同年六月五日条)、同六年には右少弁(左衛門

権佐元の如し)、同七年には中宮大進を兼任、嘉保元年(一〇九四)に左少弁に転じ(左衛門権佐、中宮大進元の如し)、同二年には美作権介を兼ねる。永長二年(一〇九七)に和泉守を兼ねると同時に左衛門権佐・中宮大進を去っている。承德二年(一〇九八)には右中弁に転任するも、翌康和元年(一〇九九)七月十一日に右中弁兼和泉守で卒去した。時に従四位下(以上「弁官補任」)。藤原師通家司、篤子内親王家別当も務め(「師通記」寛治四年(一〇九〇)九月二日条、『為房卿記』同五年十月九日条)、撰関家に近い文人官僚であった。作文に秀で、『続文粹』などに作品が残っている。

(4)

為房 藤原為房。但馬守藤原隆方男。母は右衛門権佐平行親女。康平八年(一〇六五)に縫殿権助で出仕。延久三年(一〇七二)には六位蔵人、同年後三条院判官代。同五年に叙爵。その後承保二年(一〇七五)に遠江守、永保三年(一〇八三)には左衛門権佐に任じ檢非違使を務める。翌年には五位蔵人、応徳三年(一〇八六)には権左少弁、寛治三年(一〇八九)に転正、翌年加賀守(檢非違使、左少弁元の如し)に任ず。寛治六年には日吉社神人・延暦寺僧らの訴により阿波権守に左遷。翌年帰京を許され、同八年には従四位下。嘉保元年(一〇九四)には修理権大夫、長治二年(一一〇五)には尾張守、嘉承二年(一一〇七)に正四位上、同十年には蔵人頭に補され内蔵頭を兼ねる。天永二年(一一一一)には参議(修理権大夫、越前権守元の如し)に任ず。同三年には大蔵卿、翌年には備中権守を兼ね、従三位に至る。永久二年(一一一四)には正三位に進み、翌年四月二日薨去(以上「補任」)。三事兼帯の実務官僚であり、受領を歴任。高祖父が輔以來

の公卿となっている。白河上皇の院別当(「殿曆」天仁二年九月六日条)、宗仁親王(後の鳥羽天皇)家家司(「伏見宮御記録」利四三鳥羽院立親王事)を務め、また藤原師実(「師通記」寛治四年十一月二十日条)、師通(「群載」卷七撰録家・永長元年(一〇九六)長者宣)、忠実(「法隆寺文書」一康和三年(一一〇一)十一月二日法隆寺末寺定林・妙安所司等解文)の家司も務めており、天皇家、撰関家と密接な関係を構築した。有職故実に通じ「本朝博物之士」と称され、大江匡房、藤原伊房とともに「前の三房」と呼ばれた。『為房卿記』(「大記」『大府記』)を残し、『撰集秘記』、『貫首抄』、『装束抄』を著している。息子には「よるの関白」と称された顕隆がいる。吉田・甘露寺・清閑寺・坊城家等の祖。

(5)

時範 平時範。平定家男。母は藤原家任女。六位蔵人、左衛門尉を経て越中守。寛治二年(一〇八八)には勘解由次官。同四年に五位蔵人(「職事補任」)。嘉保元年(一〇九四)には右少弁に任じ、同年右衛門権佐を兼任。承德元年(一〇九七)には左衛門権佐に転じ、翌年因幡守を兼任。左衛門権佐を辞す。同二年には左少弁に転任、康和元年(一〇九九)二、三月には任地に下向している。彼の日記『時範記』にはこの時の記録が残されており、『群載』卷二二諸国雑事上・国務条事を考える上で欠かせない史料となっている。同年中に右中弁に昇任、同四年には正四位下権左中弁。翌年近江守を兼任し、嘉承元年(一一〇六)には内蔵頭も兼任。右大弁に進む。翌年内蔵頭を、天仁元年(一一〇八)には近江守・右大弁を辞して出家した(以上「弁官補任」)。『中右記』承德三年四月十六日条で「兼三事人、耀華勝人」と評された

実務官僚である。また永保三年（一〇八三）頃から藤原師通の家司としての活動が確認でき、撰関家司かつ三事兼帯の官僚として、院・天皇と撰関の意思疎通に大きく寄与した。没年月日は不詳であるが、彼の往生の様子は『群載』の編者でもある三善為康の『拾遺往生伝』に収められている。

(6) 敦宗 藤原敦宗。大宰大貳藤原実政男。母は藤原国成女。後三条朝に蔵人（『中右記』天永二年（一一一一）九月十八日条）、応徳元年（一〇八四）に左衛門権佐、文章博士で左少弁に任ず。同三年撰津守（文章博士元の如し）。寛治二年（一〇八八）には蔵人左少弁兼左衛門権佐として見え、三事兼帯しているが（『群載』

卷十七仏事下・補長日講経僧）、同年父の配流に縁座して解官。承徳二年（一〇九八）には式部少輔に任じ（『中右記』同年三月十二日条。同天永二年九月十八日条によれば後に式部権大輔に進んでいる）、康和四年（一一〇二）には大学頭として見えている（『中右記』同年七月二日条）。同五年には東宮学士（『中右記』

同年十一月一日条）、天仁元年（一一〇八）には丹波守に任じている（『中右記』同年十月十四日条）。天永二年九月十八日、正四位下丹波守で卒去。三事兼帯の実務官僚であると同時に、堀河天皇の侍読を務め「名儒」と称された。詩文は『続文粹』などに残されている。

(7) 共に金吾を退き、刺史を兼任す 衛門佐を兼ねる弁官が、衛門佐

の退任によって受領に任せられる例として、藤原有信・藤原為房・平時範・藤原敦宗が挙げられている。藤原有信は承徳元年（一〇九七）に左少弁・左衛門権佐で和泉守を兼任する際に左衛門権佐を去っており、平時範も同二年に右少弁・左衛門権佐で因幡守

を兼任すると同時に権佐を去っている。この二名については受領任官と同時に衛門佐（検非違使）を去っていることが確認できる。

しかし、藤原為房は寛治四年に左少弁・左衛門権佐で加賀守に兼任されるが、『補任』によれば「使・弁如元」とあり、受領任官後も権佐を去っていない。また、藤原敦宗も応徳三年（一〇八六）に左少弁・左衛門権佐で撰津守に兼任されるが、寛治二年（一〇八八）に左衛門権佐として見えている。したがって、弁官と衛門佐（検非違使）を兼ねる者が受領兼任を契機に必ず衛門佐（検非違使）を去るといふ慣例ではなかったようである。

(8) 旧貫 先例、前例。

(9) 夙夜 朝早くから夜遅くまで。一日中。昼夜。

(10) 鸞台の風 鸞台は唐代の門下省の異称。『拾芥抄』中官位唐名部第三には文章博士の唐名として「門下省」が見えている。したがってここでは俊信の帯している文章博士の職務のことを指していると考えられる。

(11) 龍樓の日 龍樓は漢代、太子の宮門の名。転じて太子の宮殿をいう。『拾芥抄』中官位唐名部第三には東宮の唐名として「龍樓」が見えている。したがってこの場合も、俊信の東宮学士としての職務を指していると考えられる。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は除目に際し、自身の受領任官を申請した自薦の申文である。このような申文は平安中後期以降、蔵人方に提出され、蔵人頭によって選定された上で除目の場にもたらされた。

本申文は康和六年（この年長治に改元）正月二五日に提出されてい

るが、この年の春除目（県召除目）は正月二十八日に行われており（『中右記』『永昌記』）、これに備えて準備されたものであると考えられる。しかし、この時の除目では俊信の希望は叶えられなかった。翌長治二年春除目が「今年受領畿六ヶ国」、「無国数」などとされているように（『中右記』同年正月二十七日条）、この時期受領の欠員は少なく、任官が困難であったことが分かる。なお康和六年（長治元年）の春除目で任せられた受領は八箇国で、うち四箇国は他国からの遷任である。

平安中後期の受領の選任は、官吏としての労を基準とする巡によって行われていた。受領の巡任は大きく新叙と旧吏に分けられる。受領任官の経歴のない者を対象とする新叙は、藏人・検非違使・民部丞・外記・史などを経て、叙爵した順に受領に任官されていくというものである。官職によって受領に任じられるまでの待機期間は異なり、時代が降るにつれ期間は長引く傾向にあった。俊信の場合は「廷尉佐」とあることから、一応検非違使巡適用の可能性が考えられる。検非違使巡は、毎年任命されるものではなく、外記などと比べ待機期間が長い。また叙爵ではなく任日を基準として巡が組まれており、検非違使任官後十五・二十年で受領に巡任された。

しかし俊信の任官申請はこの検非違使巡に依拠したものではないようである。俊信が自らの任官の正当性を示す前例としてあげた藤原有信以下の四名の官歴を見ると、全員弁官と衛門佐（検非違使）を兼ねている点が共通している。彼らは兼官後概ね四年前後で受領に任じており、俊信もこの例に倣って受領に任官されることを希望しているのである。一条朝〜後鳥羽朝における弁官の補任状況を示した『弁官補任』（『群書類従』補任部）から有信以下の四名を除き、衛門佐を兼ねる弁官が受領に任じられる例を列挙すると（カッコ内は弁官・衛門佐

を兼任してから受領に任官するまでの年数）、治安二年（一〇二二）藤原章信（三年）、永承元年（一〇四六）藤原泰憲（五年）、大治二年（一二二七）平実親（四年）、保延五年（一一三九）藤原朝隆（二年）となる。彼らは受領任官と同時に衛門佐を去ることが多く、同時に三事兼帯の実務官僚、もしくは儒者出身である場合が多い。俊信も文章博士、東宮学士を兼ねており、これらの例に近い地位にあった。しかし、彼の希望は叶わず申文提出の翌年、不食病で卒去している。

なお、任官に向けた自薦の申文は藏人所に提出されると、藏人頭によって除目の場に提出されるものとならないものを選別されることになっていった。玉井力氏によれば、この段階で選り落とされた申文は「廉中」、即ち天皇のもとに留められることになり、除目の場においては外記に下されることになっていった。俊信の申文がどの段階で不採用となったかは不明であるが、仮に除目後「廉中」に留められたとするならば、彼の申文は藏人所の管理下に置かれたと考えられる。五味彦氏によれば、『群載』の編纂材料には編者三善為康が、親交のあった藤原為房・為隆父子を通して手に入れた藏人所関係の文書が含まれており、本申文も長年藏人を務めた為房・為隆を経てもたらされた史料の一つである可能性が想定されるだろう。

【関連史料】

『弁官補任』（『群書類従』補任部）、『文粹』卷六奏状中（天延二年（九七四）十二月十七日藤倫寧等申受領状、天元二年（九七九）七月二二日平兼盛申遠江駿河等守状、長徳二年（九九六）正月十五日江匡衡申越前尾張等守状など）、『江家次第』卷四正月・除目、『成文抄』

第五受領

惶誠恐謹言。

康平七年 月 日

【参考文献】

玉井力「受領巡任について」「平安時代の除目について」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇、初出一九八一・一九八四)、五味文彦「文士と諸道の世界」(『書物の中世史』みすず書房、二〇〇三)

(磐下 徹)

③源義家受領吏申文

依勲功申受領吏

前出羽守從五位下源朝臣義家誠惶誠恐謹言

請特蒙 天恩、依征夷功、被拜任越中國守闕狀

右義家謹檢案内、諸州刺史辭退之後、拜任要國之輩、蹤跡多存、不遑毛拳。况乎儒學・勲功之人。採擇異常者也。爰親父賴義朝臣、當勤王之選、蒙征夷之詔、任奥州刺史、兼鎮守府將軍。且思家門之名、且恐朝廷之議、殊振武威、遠赴烏塞。戎狄之為跡也、其力拔山、其居固險、騎驥驥之駿足、習犀狼之驍勇。及臨戰場、弥成激怒、百万之衆、戈鋌之勢、中國之人不可敢當。而旁施兵略、不損皇威、討擊醜虜、平定蠻貊、斬魁帥之首、驚衆庶之眼。開關以來、未嘗有此比。義家存扶親之誠、勵奉公之節、不顧身命、無避矢石、共擊夷戎、新蒙褒獎。以賴義朝臣任伊豫守、以義家拜出羽守。然而南海・東山其程眇焉。雖喜仁恩之適及、猶恨動靜之遠隔。是以為專孝、思辭出羽守。然問越中國守已有其闕。若優軍功、何不拜任哉。昔班超之討西域、早遇漢家封侯之賞。今義家之征東夷、欲浴越州專城之恩。所申之旨、誰謂非據。望請 天恩。依征夷之功、被拜任越中守闕、將令後昆勵忘身報國之志。義家誠

【校訂註】

- (1) 受…欠(紅)
- (2) 五…「二」(紅)
- (3) 征夷…「行」(紅)、「行□」(東)、「行」(「征夷勲」と傍書)
- (4) 被…脱(葉、欠)(紅)
- (5) 刺…「判」(底・葉)
- (6) 况…「旨」(紅)、「旨」(「况」と傍訂)(伴)
- (7) 乎…「上」(紅)、「上」(「乎」と傍訂)(伴)
- (8) 学…「當」(紅)、「當」(「學」と傍書)(伴)
- (9) 功…「□」(東、脱)「功」を補(伴)
- (10) 功之人採擇…欠(紅)
- (11) 擇…「於」(伴)
- (12) 爰…「受」(「爰」と傍書)(伴)
- (13) 勲…「勒」(「勒勲之誤」の頭書あり)(伴)
- (14) 征…「正」(紅)
- (15) 「夷」以下10字欠(紅)
- (16) 刺…「判」(底・葉)
- (17) 兼…下に「任」あり(伴・大)
- (18) 鎮…「□」(残画)「(東)
- (19) 「且」以下6字欠(紅)
- (20) 之名…「□」(東)

- (21) 名…「□」(伴)
- (22) 庭…「廷」(史・豊・紅・伴・大)
- (23) 殊…欠(紅)
- (24) 振…「振」(史・豊)
- (25) 遠…欠(紅)
- (26) 鳥…「鳥」〔「邊」〕と傍書(伴)、「邊」(大)
- (27) 塞…「寒」(大)
- (28) 戎…「戒」(伴)
- (29) 山…脱(紅)、「脱」〔「山」〕を補(伴)
- (30) 居…「君」〔「居」〕と傍書(伴)
- (31) 固…「因」(紅・伴・大)
- (32) 嶮…「冷」(底・葉・史・豊)、「令」(紅)、「檢」(東)、「令」〔「嶮」〕と傍訂(伴)
- (33) 騏…「□」(残画)〔(葉)〕、「脱」〔「騏」〕を補(豊)
- (34) 駮…「駮」〔「駮」〕と傍書(伴)
- (35) 斥…「扈」〔「虎」〕と傍書(伴)
- (36) 勇…「曾」〔「勇」〕と傍書(伴)
- (37) 臨…「臨」(東)
- (38) 弥…「祢」(底)
- (39) 成激怒…欠(紅)
- (40) 鋌…「鈍」(底)
- (41) 人…脱〔「人イ」〕と補(史・豊)
- (42) 敢…「敢」(紅)
- (43) 損…「損」(紅)
- (44) 貊…「貊」(紅)、「狗」〔「貊」〕と傍書(伴)
- (45) 帥…「師」(底・紅・伴)、「輔」(東)
- (46) 首…「旨」(東)
- (47) 驚…「驚」〔「驚」〕と傍書(伴)
- (48) 眼…「状」(紅)、「眠」(東)、「状」〔「眼」〕と傍書(伴)
- (49) 關…「闕」〔「關」〕と傍書(伴)
- (50) 未曾…欠(紅)
- (51) 曾…「有」(底・葉・東)、「脱」(伴)
- (52) 有…下に「如」を補(伴)、「下に「如」あり」(大)
- (53) 比…「比」〔「ナシ」〕と傍書(伴)
- (54) 公之節…欠(紅)
- (55) 矢…「失」(伴)
- (56) 擊…「擊」(史・豊・東・伴・大)
- (57) 夷…「貳」(底)、「貳」(葉)
- (58) 戎…「或」〔「戎」〕と傍訂(伴)
- (59) 獎…「獎」(史・豊・大)、「獎」〔「獎」〕と傍書(伴)
- (60) 豫…「預」(底・葉)
- (61) 「豫」以下6字欠(紅)
- (62) 拜…下に「任」あり(史・豊)、「□」(東)、「任」(伴・大)
- (63) 然…「□」(残画)〔(東)〕
- (64) 然而…欠(紅)
- (65) 而…脱(史・豊・東)
- (66) 其…「某」(紅)、「某」〔「其」〕と傍書(伴)
- (67) 眇…「渺」(大)
- (68) 雖…欠(紅)、「□」(東)、「脱」(伴)
- (69) 猶…欠(紅)

- (70) 恨…「根」〔「恨」と傍書〕(伴)
 (71) 動靜…「勲功」(伴・大)
 (72) 「動」以下6字欠(紅)
 (73) 静…「□」(東)
 (74) 優…「侵」〔「優」と傍書〕(伴)
 (75) 班…「斑」(底・葉・史・豊)
 (76) 討…欠(紅)
 (77) 西…「而」〔「西」と傍書〕(豊・伴)、「而」(紅)、「而」〔「西」と傍書〕(伴)
 (78) 域…「城」(底)
 (79) 域早遇…欠(紅)
 (80) 早遇…「□」〔「残画」〕(東)、「□□」(伴)
 (81) 封侯之賞…欠(紅)
 (82) 侯…「隻」(史・豊)、「候」(東・大)
 (83) 今…「令」〔「今」と傍書〕(伴)
 (84) 義家…欠(紅)
 (85) 浴…欠(紅)、「□」(伴)
 (86) 專…「傳」(伴・大)
 (87) 專城…欠(紅)
 (88) 望…下に約7字分の空白あり(紅)、下に衍字(重複)「請 天
 恩依」〔「抹消」あり(伴)
 (89) 闕將…欠(紅)
 (90) 後…欠(紅)
 (91) 忘…欠(紅)、「□」(東)、「立」(伴・大)
 (92) 之…「令」(紅)、「令」〔「之」と傍訂〕(伴)

- (93) 月…下に「戌」〔「抹消」あり(伴)
 (94) 月 日…「戌」(紅)

【書き下し】

勲功に依り受領吏を申す

前出羽守從五位下源朝臣義家誠惶誠恐謹言

特に 天恩を蒙り、征夷の功に依り、越中国守の闕に拝任せられむ
 ことを請ふ状

右義家謹みて案内を検ずるに、諸州の刺史辞退の後、要国を拝任するの輩、蹤跡多く存し、毛拳に違あらず。況や儒学・勲功の人をや。常と異なる者を採択するなり。爰に親父頼義朝臣、勤王の選に当たり、征夷の詔を蒙り、奥州刺史に任じ、鎮守府將軍を兼ね。且つは家門の名を思ひ、且つは朝廷の議を恐れ、殊に武威を振るひ、遠く鳥塞に赴く。戎狄の体たるや、その力は山を抜き、其の居は固嶮にして、騏驎の駿足に騎り、虎狼の驍勇に習ふ。戦場に臨むに及び、いよいよ激怒を成し、百万の衆、戈鋌の勢、中国の人敢へて当たるべからず。而るにかたがた兵略を施し、皇威を損なはず、醜虜を討撃し、蛮貊を平定し、魁帥の首を斬り、衆庶の眼を驚かす。開闢以来、未だ曾て此の比有らず。義家扶親の誠を存し、奉公の節を励み、身命を顧みず、矢石を避くること無く、共に夷戎を撃り、新たに褒奨を蒙る。頼義朝臣を以て伊予守に任じ、義家を以て出羽守に拜す。然れども南海・東山其の程渺かなり。仁恩のたまたま及ぶを喜ぶと雖も、猶動靜の遠く隔つるを恨む。是を以て孝を専らにせむがため、出羽守を辞さむと思ふ。然る間越中国守已にその闕有り。若し軍功優らば、何ぞ拜任せざるや。昔班超の西域を討つや、早く漢家の封侯の賞に遇ふ。今義家の東夷を

征するや、越州専城の恩に浴さむと欲す。申す所の旨、誰か非擧と謂はむや。望み請ふらくは 天恩を。征夷の功に依り、越中守の闕に拜任せられ、將に後昆をして身を忘れ国に報ゆるの志を励ましめむとす。義家誠惶誠恐謹言。

〔一〇六四〕
康平七年 月 日

【註】

- (1) 源朝臣義家 源義家の長男。母は平直方女。八幡太郎と号する。前九年の役では父頼義に従って安倍氏を追討し、その功によつて康平六年（一〇六三）二月、従五位下に叙せられ出羽守に任じられた（『略記』『百鍊抄』同年二月二七日条など）。しかし義家は出羽守は不満だったようで、本申文で越中国守を所望した。寛治元年（一〇八七）、守兼鎮守府將軍として赴任した陸奥国で後三年の役を平定したが、朝廷は私闘として追討官符を与えず、陸奥守離任後も功過定が行われなままであった。ようやく承徳二年（一〇九八）に至つて功過が定まつて正四位下に叙せられ、さらに院昇殿を許された（『中右記』同年十月二三日条）。晩年は嫡子義親の乱行により苦しい立場に置かれ、嘉承元年（一一〇六）、病により六八歳で卒去した（『中右記』同年七月十六日条）。
- (2) 征夷の功 前九年の役を指す。
- (3) 越中国守の闕 康平年間における越中守は、同四年（一〇六一）に守藤原正家（『弁官補任』）、権守源家賢（『補任』、十二月任）が確認できるのみである。その後は治暦三年（一〇六七）の守豊原奉季（『略記』、十月七日延任）であり、義家の越中守任官は叶わなかったと思われる。

- (4) 蹤跡 以前にあったことから。前例、事跡。
- (5) 毛拳 こまこまとしたことまで数え上げること。
- (6) 況や儒学・勳功の人をや 学問や武芸に秀でた者（「異常者」）が要国の受領に任じられることは当然であるの意。義家は前九年の役における自らの武勇を強調しているのである。
- (7) 頼義朝臣 源頼義。父は頼信。母は修理命婦。相模・武蔵・下野等の受領を歴任し、平忠常の乱を父頼信とともに平定。前九年の役の際には陸奥守兼鎮守府將軍として乱を鎮圧し、その功により正四位下に叙せられ伊予守に任じられた（『略記』『百鍊抄』康平六年（一〇六三）二月二七日条など）。承保二年（一〇七五）、八八歳で没した（『分脈』）。
- (8) 征夷 東夷の地とみなされた、陸奥・出羽地方における安倍氏の反乱を平定すること。したがつて以下に見える「戎狄」や「東夷」は安倍氏側の勢力を指す表現である。
- (9) 鳥塞 校訂註で触れたように、この部分は伴本の傍書と大系本を除き、全て「鳥塞」とする。一方「邊（邊）」のくずしは「鳥」に似ることから、伴本の傍書や大系本のように「邊（邊）塞」であった可能性もある。「鳥塞」であれば『玉葉』養和元年（一一八一）三月十二日条に「払賊徒於鳥塞之辺」とあり、「辺塞」であれば『続日本紀』養老五年（七二二）六月乙酉条に「陸奥・筑紫辺塞之民」という表現が見えている。いずれにしても、この場合は奥羽地方の安部氏の勢力圏のことを指していると考えられる。
- (10) 固嶮 険しく堅固なこと。
- (11) 驥驥 足の速いすぐれた馬。
- (12) 驍勇 強く勇ましいさま。

(13) 戈鉞かまき 鋭利な武器のこと。

(14) 中国の人 ここでは「戎狄」「東夷」に対する「中国」。つまり「中国の人」とは天皇（朝廷）によって派遣された頼義・義家らの軍勢のことを指す。

(15) 蛮貊ばんがく 南蛮と北狄。ここでは安倍氏勢力に対する卑称。

(16) 魁帥かひすい 賊徒などのかしら。ひとつのかみ。『日本書紀』神武即位前紀に「魁帥、此云比鄧詎迦彌」との注がある。

(17) 頼義朝臣を以て… 頼義の伊予守、義家の出羽守への任官は、『陸奥話記』では康平六年（一〇六三）二月二五日、『略記』『百鍊抄』では二七日となっている。頼義は治暦元年（一〇六五）まで伊予守であり、その後も重任を求める上奏文が残っている（『続文粹』巻六）が、許されなかったようである。義家は翌年四月まで出羽守として見える（『水左記』同年四月一日条）。「前出羽守」となっている本申文はおそらく四月以降に作成されたと思われるが、本文中に「出羽守を辞さむと思ふ」とあることから、在任中に提出された可能性もある。

(18) 南海・東山其の程眇ほろかなり 「眇」ははるかに遠いさまのこと。

頼義の任じた伊予国は南海道に、義家の任じた出羽国は東山道に属しており、父子の任地が遠く離れていることをいう。

(19) 班超 後漢初期の将。父の班彪、兄の班固らは『漢書』を編纂したことで名が知られる。西域五十余国を従え、西域都護として諸国を統轄した。永元七年（九五）、定遠侯に封ぜられ、同十四年（一〇二）洛陽に還り卒した。『後漢書』卷四七班超伝参照。

(20) 専城 地方長官の称。ここでは越中国守のことを指す。

(21) 後昆こうこん 子孫。後裔。

【文書の位置づけ・機能】

除目における申文の機能については①・②文書参照。

本文書は前九年の役の論功行賞で任じられた出羽守を辞して越中守任官を求めるものである。反乱鎮圧等による勲功の褒賞としての受領任官の例を挙げておくと、平将門追討の功による藤原秀郷の下野守任官（『紀略』天慶三年（九四〇）十一月十六日条など）や、源義親追討の功に対する平正盛の但馬守任官（『中右記』天仁元年（一一〇八）正月二四日条など）等がある。さらにその経過がよく分かるのが義家の祖父頼信の場合である。平忠常の乱鎮圧の褒賞は頼信の意向を聞いて行われ、希望通り美濃守となった（『左経記』長元四年（一一〇三）六月二七日条、『小右記』同年七月一日・九月十八日条、『符宣抄』巻八など）。

義家が本申文を提出した背景には、京よりはるか離れた出羽守への任官と、鎮守府將軍を清原氏に占められて兼任できなかつたことへの不満があったと考えられているが、さらに義家は希望通りの任官を果たした祖父のことも念頭において申請したのかもしれない。

【関連史料】

『続文粹』巻六・頼義朝臣申伊豫守重任状、『陸奥話記』

【参考文献】

安田元久『源義家』（吉川弘文館、一九六六）

（吉松 大志）

④大江通貞受領吏申文

依官史上日等次第論申受領⁽¹⁾

散位從五位下大江朝臣通貞誠惶誠恐謹言

請被殊蒙 天恩、因准先例、依官史巡第一、拜任隱岐國守狀⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾

上日等次第⁽⁸⁾

伴廣親〈寛治八年正月任／上日四百四⁽⁹⁾〉

大江通貞〈同日任／上日三百五十⁽¹⁰⁾〉

豊原廣時〈同年六月任／上日二百卅三⁽¹¹⁾〉

中原光俊〈同二年十二月任／上日⁽¹²⁾〉

右通貞謹檢案内、仕官史任受領之輩、皆依上日次第、應其撰者、古今

不易之例也。爰通貞、去寛治八年正月任官史、嘉保二年正月関爵級。

其時廣親者、同日之任官也。依為上日之一臈、任安房守。又廣時者隔

五箇月之下臈也。光俊者送一年之最末也。皆非一時之任。豈有同日之

論哉。旁謂任日之前後、獨為新叙之第一。比之等倫、更無傍輩。其手

實之記、具載狀右。望請 天恩、因准先例、依官史巡第一、被拜任隱

岐國守者、一知前蹤之不墜、勵後昆之有勤。〔某〕誠惶誠恐謹言。

保安三年正月廿日 散位從五位下大江朝臣通貞⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

【校訂註】

- (1) 申…欠(紅)、□(東)、脱(伴・大)
- (2) 天恩…欠(紅)
- (3) 因…「恩」「因」と傍訂(史)
- (4) 「第」以下9字欠(紅)
- (5) 一…脱(伴)
- (6) 任…脱(伴)

- (7) 國…脱(伴・大)
- (8) 日…「日」「日」と傍書(伴)
- (9) 正月任…欠(紅)、□「任」(東)
- (10) 四百四…欠(紅)
- (11) 三…「二」(大)
- (12) 上…「上」「上」と傍訂(伴)
- (13) 卅三…「卅二」(紅・伴・大)
- (14) 十二…「十一」(紅・伴・大)
- (15) 上日…脱(底・葉・史・豊・東)、「上」(紅)、「上日」(伴)
- (16) 仕…「任」(史・豊・伴・大)
- (17) 史…欠(紅)
- (18) 任…欠(紅)、脱「任」を補(伴)、脱(大)
- (19) 輩…欠(紅)
- (20) 日…「日」「日」と傍書(伴)
- (21) 第…「等」「第」と傍書(伴)
- (22) 関爵級其…欠(紅)
- (23) 関…「開」(底)、「関」「関」と傍訂(史・豊)
- (24) 時…「待」(紅)、「特」(東)、「待」「時」と傍書(伴)
- (25) 之一…「二」(紅・東・伴)
- (26) 安…「女」(紅)
- (27) 年之…欠(紅)
- (28) 末…「末」「末」と傍書(伴)
- (29) 時…「特」(東)
- (30) 第…「第」「第」と傍書(伴)

- (31) 傍…「儕」(底・葉・史・豊・東)
 (32) 實…「宝」〔「実」と傍書〕(伴)
 (33) 具…「具」〔「其」と傍書〕(伴)
 (34) 知…欠(紅)
 (35) 蹤…欠(紅)
 (36) 墜…「混」(紅)、下に一あり(東・伴・大)、「混」〔「墜」と傍訂〕(伴)
 (37) 勵後昆之…欠(紅)
 (38) 有…脱〔「有」と補〕(伴)
 (39) 勤…「勤」(紅)、「勤」〔「勤」と傍訂〕(伴)
 (40) 正…「正」〔「五」と傍書〕(伴)
 (41) 位…「以」(紅・東・伴)
 (42) 貞…欠(紅・東)、脱〔「貞歟」と補〕(伴)

【書き下し】

官吏の上日等の次第に依り受領を論じ申す

散位従五位下大江朝臣通貞誠惶誠恐謹言

殊に 天恩を蒙り、先例に因准し、官吏の巡第一たるに依り、隱岐国守に拜任せられむことを請ふ状

上日等の次第

伴広親(寛治八年正月任、上日四百四)

大江通貞(同日任、上日三百五十)

豊原広時(同年六月任、上日二百卅三)

中原光俊(同二年十二月任、上日)

右通貞謹みて案内を検するに、官吏に仕へ受領に任ずるの輩、皆上日

の次第に依り、応に其の撰すべきは、古今不易の例なり。爰に通貞、去る寛治八年正月官吏に任じ、嘉保二年正月爵級に闕はる。其の時広親は、同日の任官なり。上日の一臆たるに依り、安房守に任ず。又広時は五箇月を隔つるの下臆なり。光俊は一年を送るの最末なり。皆一時の任にあらず。豈に同日の論有らむや。かたがた任日の前後を謂へば、独り新叙の第一たり。之を等倫に比ぶれば、更に傍輩無し。其の手実の記は、具さに状の右に載す。望み請ふらくは 天恩を。先例に因准し、官吏の巡第一たるに依り、隱岐国守に拜任せらるれば、一に前蹤の墜ちざるを知り、後昆の勤め有るを励まさむ。(某)誠惶誠恐謹言。

保安三年正月廿日 散位従五位下大江朝臣通貞

【註】

- (1) 大江朝臣通貞 『分脈』にみえる通定(出雲守清綱男)か。嘉保元年(一〇九四)二月二日右少史(『柳原家記録』四六大間書)。同二年正月叙爵(本史料)。以後史として『中右記』などに散見される。保安三年(一一二二)、本申文により隱岐守を申請するが、『中右記』の除目入眼・下名の記事には隱岐守任官がみえないことから、任じられなかった可能性も高い。
- (2) 伴広親 駿河守広貞男。藤原忠実の家令を勤めた(『殿暦』康和五年(一一〇三)十二月十九日条。嘉保元年二月二日右少史(『柳原家記録』四六大間書)。永長元年(一〇九六)十月十五日右大史(『中右記』)。承德元年(一〇九七)閏正月二四日、左少史中原惟兼に刃傷された(『中右記』)。同二年正月六日、左大史。上日で劣るため豊原時真に叙爵を先んじられている(『中右記』)。

康和三年叙爵（「大伴神主家譜」）。年紀不明であるが、従五位下の時期に主計助に任じられた（『成文抄』）。保安二年（一一二二）、安芸介から安房守に任じられた（『成文抄』取闕事）。

- (3) 豊原広時 ほかにみえず。あるいは、嘉保元年（一〇九四）六月に右少史に任じられている豊原時真のことか。以下、時真の経歴を記す。応徳四年（一〇八七）三月二四日、任藏人所出納（『群載』巻五）。嘉保元年六月十三日、任右少史（『中右記』）。永長元年（一〇九六）正月十七日左少史、承徳元年（一〇九七）正月右大史（『中右記』）。同二年、上日で勝るため、伴広親より叙爵を先んじた（『中右記』）。以後は檢非違使等を歴任した。

- (4) 同年 寛治八年（一〇九四）には改元があり、嘉保元年となる。
(5) 中原光俊 ほかにみえず。

- (6) 爵級 叙爵。従五位下になること。

- (7) 新叙 藏人・外記・史・檢非違使等の職を経て叙爵したものを、順次受領に任命していくこと。

- (8) 等倫 同輩。同じ身分のともがら。

- (9) 手実 本文書の特徴の一つとして、任日・上日が具体的に列挙されていることがあげられる。弁官局においてなされていた、各人の上日記録が元になっているのであろう。

- (10) 前蹤ぜんしよう 先人の事跡。先例。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は除目に際し、自身の受領任官を申請した自薦の申文である。保安三年（一一二二）の春除目に提出された。その後藏人所を経て、三善為康と親交のあった藤原為房・為隆父子に渡り、そこから為康が

入手したと考えられる。

受領補任の候補者は旧吏と新叙に大別される。「旧吏」とは公文勸濟を終えた旧受領であり、「新叙」とは藏人・檢非違使尉・式部丞・民部丞・外記・史等を経て叙爵の後にはじめて受領に任命されるものである。なお、院政期には新叙に院分も含まれる。本文書はこの新叙に関わるものである。

本文書が主に問題としているのは、任日・叙爵・上日である。式部・民部の巡が任日を基準として臈次を組み、その中では本旁による叙爵を優先し、藏人・檢非違使の巡もまた任日を優先条件としていたと考えられるのに対し、外記・史の巡は『中右記』元永元年（一一一八）正月十八日条に「官史外記習所被用上日也、従昔及今被用上日」とあるように、上日が優先される原則があった。元永元年の事例では、実際に「上日上臈」が「任日并叙爵上臈」の者に優先して受領となっている。

本文書でも、叙爵が通貞より遅かった伴広親が、上日上臈として彼に先んじて安房守に任命されていた事が記される。よって通貞は「上日次第」によって選ばれるべきであることを「古今不易之例」として主張するのであるが、その一方で上日の下臈にあたる広時・光俊の両者が任日においても下臈であることを強調している。新叙資格者の巡を定める場合に、任日が全く考慮されなかったわけではなく、その都度議せられる必要があった事を意味するのであろう。

なお院政期において、いずれの巡においても叙爵後の待機期間が二十年を越える例が大多数となってしまうが、本文中も例外ではなく、通貞は叙爵から二七年が過ぎている。院近臣およびその近親による熟国の独占（『中右記』天仁元年（一一〇八）正月二四日条）により、

巡任者の待機期間が延長されているのである。また外記・史の間では外記の方が有利な国に任命される（『中右記』元永元年正月十九日条）など、史の受領任官は比較的不利であった。

【関連史料】

『北山抄』卷十給官事、『江家次第』卷四正月・除目、『成文抄』第五受領事、『柳原家記録』四六除目大間書、『群載』卷九紀定遠檢非違使申文

【参考文献】

玉井力「受領巡任について」（『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇、初出一九八一）、五味文彦「文士と諸道の世界」（『書物の中世史』みすず書房、二〇〇三）、『官史補任』（続群書類従完成会、一九九八）

（澤 晶裕）

⑤菅野則元受領吏申文

上臈辞退受領下臈申文

散位従五位下菅野朝臣則元誠惶誠恐謹言

請特蒙⁽¹⁾ 天恩、因准先例、依官史⁽²⁾旁拜任下野等國守状

右則元謹檢案内、經官史叙爵之者、每春一人、必被任受領、古今之例也。今年之巡、相當伴廣貞⁽⁷⁾。而嫌任國、申他官。若廣貞不被登用者、則元為第二、尤當其仁。望請⁽⁸⁾ 天恩。因准先例、拜任伴等國者、將知奉公之不空矣。則元誠惶誠恐謹言。

嘉保二年正月廿六日 散位従五位下菅乃朝臣則元

【校訂註】

- (1) 請…「諸」「請」と傍書（伴）
- (2) 特…「殊」（伴・大）
- (3) 因…「恩」「因」と傍訂（伴）
- (4) 史…「大」（底）
- (5) 經…「給」（史・豊）
- (6) 必…「為」（紅）、「為」「必」と傍訂（伴）
- (7) 也…「如」（紅）、「如」「上」「也」を補（伴）、下に「如」あり（大）
- (8) 當伴…欠（紅）
- (9) 伴…「件」（底・葉）
- (10) 貞…「貞」「貞」と傍書（伴）
- (11) 申…「中」（底）
- (12) 者…下に「也」あり（紅・伴）
- (13) 則元…欠（紅）
- (14) 第…欠（紅）
- (15) 望請…欠（紅）、脱「望請」を補（伴）
- (16) 空矣…欠（紅）、脱「空矣」を補（伴）
- (17) 二年…欠（紅）、 （東）、 （伴）
- (18) 正…欠（紅）
- (19) 下菅乃…欠（紅）、脱「下菅野」を補（伴）、「下菅野」（大）

【書き下し】

上臈の辞退せる受領の下臈申文

散位従五位下菅野朝臣則元誠惶誠恐謹言

特に 天恩を蒙り、先例に因准し、官吏の勞に依り下野等の国守を拜任せむことを請ふ状

右則元謹みて案内を検するに、官吏を経て叙爵の者、每春一人、必ず受領に任ぜらるるは、古今の例なり。今年の巡、伴広貞に相当す。而るに任国を嫌ひ、他官を申す。若し広貞登用せられずんば、則元第二たりて、尤も其の仁に当る。望み請ふらくは 天恩を。先例に因准し、件等の国を拜任せば、將に奉公の空しからざるを知らむとす。則元誠惶誠恐謹言。

嘉保二年正月廿六日 散位従五位下菅乃朝臣則元

【註】

- (1) 菅野朝臣則元 ほかにみえず。
- (2) 巡 この場合は、叙爵後、藤次に従って受領に任命される受領巡任を指す。院政期における官吏出身者の待機年数は、概ね二五年前後であった。
- (3) 伴広貞 生没年不詳。伴为国男。④大江通貞受領吏申文にみえる伴広親の父にあたり、女は藤原範明の母となる（「分脈」）。延久二年（一〇七〇）左少史に任ぜられ、翌三年叙爵（「大伴神主家譜」）。承暦三年（一〇七九）、中宮権大属に遷任（「為房卿記」同年七月二五日条）。寛治七年（一〇九三）には従五位下行主計助兼安芸介であった（『魚魯愚抄』第二諸司奏・同年二月二五日主計寮奏）。本文書が作成された嘉保二年に駿河守となるが（『魚魯愚抄』第七尻付）、その後永長元年（一〇九六）には大外記としてみえ（『師通記』同年正月二五日条）、承德元年（一〇九七）に

駿河守に復任している（『中右記』同年正月三十日条）。

- (4) 他官 伴広貞が受領に限らず具体的にどの官職を希望していたかは定かでないが、結局この県召除目では駿河守に補任された（『魚魯愚抄』第七尻付）。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、上藤が任国を嫌って他の官職を希望したため、その代替就任を要望した自薦の申文である。嘉保二年の県召除目は正月二六日に始まっており、二八日に入眼がなされた（『中右記』）。本文書の日付が除目始と同日であることが作成経緯についての理解を難しくするが、作成者である菅野則元は除目開始間近になって件の情報を得、急遽この申文を作成し提出したとみることも可能であろう。則元は自らを「第二」と主張するが、これが事実であれば延久三年（一〇七一）をあまり降らない時期に叙爵しており、二十年近く待機を強いられていたこととなる。官吏の受領任官は比較的不利であり（④文書参照）、待機期間が長期化の一途を辿っていた以上、かような申請は本人にとってまことに切実なものであったと言える。なお伴広貞は二四年間の待機で任官したが、玉井力氏の研究によれば元官吏の待機期間は長久三年（一〇四二）段階で十年、天永二年（一一〇九）では二八年であり、本文書から長期化の様相をみてとることができる。

『魚魯愚抄』第七尻付によれば、結局下野国守には檢非違使巡によって藤原那季が任官しており、則元の任官は実現しなかった。よって②文書と同様に、この申文も藏人所の管理下に置かれた可能性が想定され、長年藏人を務めた藤原為房・為隆父子を通じて、『群載』編者三善為康のもとにもたらされたのではないだろうか。

【關連史料】

『江家次第』卷四除目、『魚魯愚抄』第二諸司奏・寛治七年（二〇九三）二月二五日主計寮奏、同書第七尻付

【参考文献】

玉井力「受領巡任について」『平安時代の除目について』（平安時代の貴族と天皇）岩波書店、二〇〇〇、初出一九八一・八四、『官史補任』（統群書類従完成会、一九九八）

（吉永 匡史）

⑥藤原仲義式部省正厅等成功宣言

藤原仲義式部省正廳并南門・西門・南面築垣壹町
拜任最前要國事

右得彼省去四月廿八日解状傳、得仲義欸状傳、謹檢案内、依諸司修造功、任諸國受領吏者、承前之例也。爰當省者布政之場・歴試之砌也。先先舍屋破壞・顛倒之時、募受領之功、致修造之營。古今之間、蹤跡多存。方今件正廳之屋、朽損顛倒、南門・西門已以無實。南面築垣又以破壞。而仲義早拜典既之官、再為管國之吏。雖蒞邊要凋弊之境、共勵勘濟公文之勤。縱雖無所募、何不任宰吏。況申成功、誰謂非拙者。今加覆審、所申有實。抑當省去天治元年之比、可被注損色之由、經天裁之處、依同年十二月十七日 宣旨、官使・諸司相共檢注、言上損色并功程已畢。其後先抽至要舍屋等、可令成功輩修造之由、度々奏聞先畢。今依彼欸状重所言上也。望請 天裁。因准先例、令件仲義致修造之功、被拜任受領吏最前闕者。右少辨藤原朝臣宗成傳宣、權大納言

藤原朝臣宗忠宣、奉 勅、依請者。

大治三年六月五日 左大史兼算博士能登介小槻宿祿（奉）

【校訂註】

- (1) 并…脱〔并〕を補（紅）
- (2) 門…脱〔紅・大〕、脱〔門〕を補（伴）
- (3) 彼…「被」（紅・伴）
- (4) 備得…欠（紅）、「備得」（伴）
- (5) 状…脱〔紅〕、脱〔状〕を補（伴）
- (6) 備…「備」（紅）、「諱」（備）と傍書（伴）
- (7) 任…「怯」（紅）、「任」（任）と傍訂（東、「德」（任）と傍訂）（伴）
- (8) 例…「儀」（紅）、「儀」（例）と傍書（伴）
- (9) 布…「布布」（二字目を抹消）（伴）
- (10) 試…「誠」（試）と傍訂（伴）
- (11) 先先…「先々」（史・豊）、「既先」（紅・大）、「既先」（二字目に「先」と傍書）（伴）
- (12) 壞…「壞」（壞）と傍書（伴）
- (13) 之時募…欠（紅）
- (14) 顛…「顛」（顛）と傍訂（伴）
- (15) 倒…「例」（倒）と傍書（伴）
- (16) 既…「既」（既）と傍書（伴）
- (17) 為…「馬」（紅）、「馬」（為）と傍書（伴）
- (18) 雖…「稚」（紅）、「稚」（雖）と傍書、左にも「權 大内裏所引」と傍書（伴）

- (19) 邊…「邊」〔「邊」と傍書〕(伴)
 (20) 要…欠(紅)、□〔残画〕(東)
 (21) 弊…「幣」(底・葉・紅・東・伴)
 (22) 勘濟…「勘御」〔二字目「濟」と傍書、左にも「控御 大内」と傍書〕(伴)
 (23) 公…「云」〔「公」と傍訂〕(伴)
 (24) 文…「父」〔「文」と傍書〕(伴)
 (25) 勤…「動」(紅)、「動」〔「勤」と傍書、左にも「働 大内」と傍書〕(伴)
 (26) 雖…「稚」(紅)、「雅」〔「雖」と傍書〕(伴)
 (27) 宰…「庠」〔「宰」と傍書〕(伴)
 (28) 況…「咒」〔「況」と傍書〕(伴)
 (29) 拋…「拋」〔「據」と傍書〕(伴)
 (30) 覆…「覆」(紅)
 (31) 所…「酌」〔「所」と傍書〕(伴)
 (32) 實…欠(紅)、下に「宣旨文難」を補(伴)
 (33) 省…「首」〔「省」と傍書〕(伴)
 (34) 去…「去」〔「去」と傍訂〕(伴)
 (35) 之…脱(紅・伴)
 (36) 由…「留」(紅)、「笛」〔「由」と傍書〕(伴)
 (37) 経…「絃」〔「経」と傍書〕(伴)
 (38) 裁…欠(紅)、脱〔「裁」を補〕(伴)
 (39) 日宣…「日宣」(紅・伴)
 (40) 言…「主」(紅)、「主」〔「言」と傍書〕(伴)
 (41) 并…「年」(大)

- (42) 其…「甚」(紅)、「甚」〔「其」と傍書〕(伴)
 (43) 彼…「被」(東)
 (44) 言…「高」〔「言」と傍書〕(伴)
 (45) 也…「巴」〔「也」と傍訂〕(伴)
 (46) 請…「諸」〔「請」と傍書、下に「早蒙あり」(伴)、下に「早蒙あり」(大)
 (47) 天…「尺」(紅)
 (48) 裁…「裁」(紅)、「裁」〔「裁」と傍書〕(伴)
 (49) 令…「今」(伴・大)
 (50) 仲義…欠(紅)
 (51) 致…「被」(紅)、「被」〔「依」と傍訂〕(伴)、「依」(大)
 (52) 權…「振」(紅)、「振」〔「權」と傍書〕(伴)
 (53) 五日…脱〔「五日」を補〕(伴)
 (54) 算…「管」(紅)、「管」〔「算」と傍訂〕(東)、「菅」〔「算」と傍書〕(伴)
 (55) 祢…「祢」〔下に□を補〕(伴)

【書を下つ】

応に散位藤原朝臣仲義をして、式部省正庁並びに南門・西門・南面築垣宅町を修造せしめ、最前の要国を拝任せしむべき事に俾へらく、謹みて案内を検するに、諸司修造の功に依り、諸国受領吏に任ずるは、承前の例なり。爰に当省は布政の場・歴試の砌なり。先先の舍屋の破壊・顛倒の時、受領の功を募りて、修造の営を致す。古今の間、蹤跡多く存す。方に今件の正庁の屋は、朽損・顛倒し、南

門・西門は已に以て実無し。南面築垣も又以て破壊す。而るに仲義早く典廐の官を拝し、再び管国の吏と為る。辺要・凋弊の境に莅むと雖も、共に勘済公文の勤に励む。縦ひ募る所無しと雖も、何ぞ宰吏に任ぜざらむ。況むや成功を申さば、誰か非擿と謂はむ、てへり。今覆審を加ふるに、申す所実有り。そもそも当省は、去る天治元年の比、損色を注せらるべきの由、天裁を経るの所、同年十二月十七日 宣旨に依りて、官使・諸司相共に檢注し、損色并せて功程を言上すること已に畢ぬ。其の後先づ至要の舎屋等を抽び、成功の輩をして修造せしむべきの由、度々奏聞すること先に畢ぬ。今彼の欸状に依り重ねて言上する所なり。望み請ふらくは 天裁を。先例に因准し、件の仲義をして修造の功を致さしめ、受領吏の最前の闕に拝任せられむことを、てへり。右少弁藤原朝臣宗成伝宣すらく、権大納言藤原朝臣忠宣すらく、勅を奉るに、請ひに依れ、てへり。

大治三年六月五日 左大史兼算博士能登介小槻宿祿（奉）

【註】

(1) 藤原朝臣仲義 元永二年（一一一九）に前対馬守として功過定が行われている（『勘例』）。同二年四月六日の小除目において右馬権助に任じられ、「又仲義対馬前司下列之者也、今被成馬助、可然哉、人為奇云々」と評された（『中右記』）。さらに、保安四年（一一二三）正月六日に治国対馬として従六位上に加階されている（『勘例』）。その後、本文書にあるように成功を希望している。そして大治五年（一一三〇）には、肥前守を罷免されていることから（『中右記』同年正月二八日条）、成功申請を行った後すぐに肥前守に任命されたものと考えられる。

(2) 最前 さきに。まっさきに。ここでは、真っ先に空いた受領のポストへの任官を希望しているのである。『小右記』長元四年（一〇三一）九月十七日条で下されている成功宣旨は、菅原義資に対し近衛府の庁屋等の修造を条件に、受領への任官を許可するものであるが、そこには「依其成功、拝隠岐・飛驒・佐渡等国最前闕事」と見えている。この場合も本例と同様の意味で用いられていると考えられる。

(3) 欸状 欸状。「かんじょう」とも。個人が提出する丁重な上申様式の文書。解・辞と似ているが、嘆願の内容を伝えることが多い。院政期には、叙位・任官を申請するための申文のことを言った。

(4) 布政の場・歴試の砌 式部省が諸司の任官・考課や式部省試など学生関係の試験を行っていた省であることの表現。

(5) 典廐の官 馬寮の官人のこと。

(6) 管国の吏 仲義が任じられていた対馬守のことか。その場合、前掲の「典廐の官」は元永二年に任官した右馬権助のことではなく、仲義は対馬守任官以前にも馬寮の官人に任じていた可能性が想定されるが、詳細は不明である。

(7) 成功 成功とは、任官・叙位を代替に行われる、私物進納または私物による造営行為である。受領功は寺院造営など莫大な経費を要する造営事業に、地下官人の成功は恒常的・臨時的経費の調達にも採用され、国家経費の調達手段として重要な地位を占めた。

(8) 非據 才能がないにもかかわらず高い地位に居ること。

(9) 藤原朝臣宗成 藤原宗忠の二男。母は藤原行房女。保安二年（一一二二）少納言となり、天治二年（一一二五）十二月十五日に右少弁となる。その後、右中弁・備前介・権左中弁を経て、長承二

年（一一三三）三月二二日藏人頭に補任される（『補任』）。本文書では右少弁として、勅を奉じた藤原宗忠の宣を左大史に伝えていたのである。

(10) 藤原朝臣宗忠 藤原宗俊の男、母は藤原実綱の女。『中右記』の記主として著名。侍従・右左近衛少将・右左大弁を経て、康和元年（一〇九九）に参議。権中納言・権大納言・内大臣を経て保延二年（一一三六）に右大臣となり同四年に没した（『補任』）。大治三年時、六七歳で正二位権大納言。

(11) 小槻宿祢 小槻政重。父は盛仲。小槻氏は代々太政官史を務める官務家であり、算博士も世襲した。政重も、保安三年（一一二二）正月に官史に補任され（『二中歴』）、その後左大史として活躍する。天治元年（一一二四）に丹後介に任じられ、翌二年には従五位下行左大史兼算博士丹後介小槻宿祢（『東南院文書』二〇九）、さらに大治二年（一一二七）に従五位上行左大史算博士周防介小槻宿祢（『石清水文書』田中家文書六〇八・同年十二月二四日太政官牒写）と見える。同五年二月二六日太政官符では、本文書と同じ「左大史兼算博士能登介小槻宿祢」としてみえ（『群載』、正五位下への加階の時期は不明確ながらも、同三年の始めに周防介から能登介へと転じたらしい。その後、播磨介・摂津守（以上『官史補任』）・修理左宮城判官主計頭（平・二四八七、康治元年（一一四二）十一月八日撰関家政所下文案）を歴任し、天養元年（一一四四）卒した（『世紀』）。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、受領功の申請に対して、申請された官司が朝廷に裁可を

請い、そして認可された際に発給される成功宣言である。上島享氏によれば、院政期における成功の手続きは a 成功希望者による朝廷への申請（成功による進納・造管を受ける官司等が功を募り、朝廷へ申請する場合もある）、b 成功を認める成功宣言が下る、c 成功希望者による進納もしくは造管、d それに対する返抄・覆勘、e 成功希望者による任官申文の提出、f 成功希望者の任官・叙位という手順で進められた。b の成功宣言にはあらかじめ成功による加階や任官予定の官について言及されており、成功希望者は c d の後、成功宣言をもとに e の任官申文を作成・提出したことがうかがわれる。

本文書に即していえば、式部省は天治元年に、官舎破損の状況について調査・天裁を経ており、その損色に基づいて受領功を募り順次修理していった事がうかがわれる。今回、式部省は藤原仲義の成功希望要請を受けて仲義に官舎修理をさせ、仲義に成功させることを朝廷に申請し（a）、裁可されたのである（b）。この後、実際に仲義による式部省官舎の修理が行われ（c）、覆勘により仲義の修理完了が確認され（d）、仲義は申文を提出し（e）、除目により任官される（f）ことになる。実際、大治五年には肥前守として見えており（『中右記』同年正月二八日条）、早く同三年八月一日の小除目（『中右記』）もしくは同五年までの除目の際に、今回の成功により肥前守に任官されたものと考えられる。

永久四年（一一一六）に提出された藤原成房の任官申文によれば、成功による神祇官八神殿并庁屋一字の修造を行った永保二年（一一〇八）から、彼が伊勢守に任命されるまで三四年もかかっており（『成文抄』第五受領）、受領の空きポストが少なかった当時、成功による受領任官にも相当年数が必要だったことがうかがわれる。これに対し、

成功申請の翌々年受領として登場するこの藤原仲義の任官は異例の早さであったといえる。

また、本文書は目録の「舊吏依成功申最前要国 官旨」に相当する。前後の文書が任官希望者本人から直接提出された任官申請であるのに対し、本文書は成功希望者の歎状を受理した官司からの成功申請を許可する旨の官旨であるという点で性格が異なる。本来ならば成功の修造が済んだ後、改めて任官申請の申文が提出されるはずであるが、それが仲義本人から直接提出されたのか、官司を通して提出されたのかは本文書およびその他の史料からは定かではない。本文書が性格を異にしながら採録されたのは、「因准先例、令件仲義致修造之功、被拜任受領吏最前闕者」と受領吏への申請文言が見えることから、任官申請にかかわる文書とみなされたからであろう。

さらに、本文書の採録過程については以下のように考えられよう。本文書は右少弁藤原宗成が伝宣したものを小槻政重が書き取ったものであり、小槻氏に残存したものが編者の手に渡り『群載』に収録されたものと考えられる。編者が康の三善氏も小槻氏も共に算博士を世襲する家であり、その交流関係の中から入手された可能性を指摘できよう。

【関連史料】

『成文抄』第七所々奏・作物所、同書第八功・中原時房申文など

【参考文献】

『官司補任』（統群書類従完成会、一九九八）、上島享「成功制の展開」『史林』第七五・四、一九九二、同「受領成功の展開」『古代

・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四

（武井 紀子）

⑦ 宇佐兼時諸國權守申文

申諸國權守

散位従五位下宇佐宿祢兼時誠惶誠恐謹言

請特蒙 天恩、因准先例、依叙²⁾勞、被拜任諸國權守闕状

右兼時謹檢案内、散班⁴⁾之者、依叙³⁾爵⁵⁾勞、拜任諸國權守者例也。採擇⁶⁾之處、只仰恒典。望請 天恩。因准先例、被拜除件官闕、將仰 皇化⁸⁾矣。

兼時誠惶誠恐謹言。

康和二年正月廿六日 散位従五位下宇佐宿祢兼時¹⁰⁾

【校訂註】

- (1) 時…「持」(紅・大)、「持」(「時」と傍書)(伴)
- (2) 叙…下に「爵」を補(伴)、「叙爵」(大)
- (3) 時…「時」(「持」と傍書)(伴)、「持」(大)
- (4) 班…「斑」(底・葉・豊・東)
- (5) 權…脱「權イ」と補(史・豊)
- (6) 擇…「択」(「擇」と傍書)(伴)
- (7) 只…欠(紅)、「□」(残画)「(東)
- (8) 化…「佐」(「化」と傍書)(伴)
- (9) 時…「時」(「持」と傍書)(伴)、「持」(大)
- (10) 位…「以」(紅)、「以」(「位」と傍書)(伴)
- (11) 時…「時」(「持」と傍書)(伴)、「持」(大)

【書き下し】

諸国権守を申す

散位従五位下宇佐宿祢兼時誠惶誠恐謹言¹⁾

特に 天恩を蒙り、先例に因准し、叙勞に依り、諸国権守の闕に拝任せられむことを請ふ状

右兼時謹みて案内を検するに、散班³⁾の者、叙爵の勞に依り、諸国権守を拝任するは例なり。採扱の処、只恒典を仰ぐ。望み請ふらくは 天恩を。先例に因准し、件の官の闕に拜除せられ、將に 皇化を仰がむとす。兼時誠惶誠恐謹言。

康和二年正月廿六日 散位従五位下宇佐宿祢兼時^(一〇〇)

【註】

(1) 宇佐宿祢兼時 他にみえず。宇佐氏は豊前国宇佐八幡宮の宮司氏族。宇佐国造の後裔と伝える。姓は初め公(君)、のち宿祢を賜った。

(2) 叙勞 叙爵の勞に同じ。叙爵は従五位下に叙されることであり、叙爵の勞とは従五位下に叙されてからの年数を指す。

(3) 散班 散位・散官のこと。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は康和二年正月二六日の春除目(『殿暦』)に際し、諸国権守任官を申請した自薦の申文である。

本申文は、散位の者が叙爵の勞により諸国権守に任じられる慣例があったことを主張する。これに似た論理の申文は他にも見受けられ、『成文抄』第五諸国権守介、陽明文庫本『兵範記』紙背文書六・七・

一六・二三)、当時このような任官の慣例が存在した可能性がある。また大中臣氏の中から祭主を選ぶ際に、最終的には散位で叙爵の勞を積んだ者が選出されている例が確認できることから、『師通記』別記寛治五年(一〇九一)八月六日条)、当時の任官において、散位の叙爵勞がある程度の役割を果たしていたことが窺えるだろう。

一方、守でなく権守を望む点に注目すると、a兼国、b宿官、c臨時内給、d成功、による任官申請の可能性が挙げられる。aは京官(参議・装束司弁・少納言・近衛中将・近衛少将)が兼任する場合である。bは六位の藏人・式部丞・民部丞で年勞第一の者が叙爵後に受領の空きを待つ間、仮に権守や介に任じられることである。cは年官制度のうち天皇による推挙卒であり、十一世紀頃には権守まで任ずるようになっていた(『魚魯愚別録』第五所引『春玉秘抄』及び『中山内府抄』、『成文抄』第五諸国権守介)。dは、朝廷行事や修造の負担の功として、成功を受けた官司・行事所が推薦するものである。

本文書の場合、散位であり、経歴や成功について書かれていないため、a b dではなくcの可能性が高い。臨時内給による任官を申請する申文は、藏人所に提出されて選抜され、藏人がその該当者をまとめた名簿を作成する(『山槐記』長寛三年(一一六五)七月十八日条)。名簿と考えられる事例を見ると、本申文よりも簡潔な記載となっていることから(『成文抄』第五諸国権守介)、本申文が臨時内給関連文書ならば、藏人所に提出される際の申文と考えられる。もちろん臨時内給とは無関係に、除目にあたって散位の叙爵勞を根拠として出された申文の可能性もある。

なお、本文書が『群載』編者三善為康へもたらされた経路についてであるが、仮に臨時内給を狙った申文ならば、前述の通り藏人所に留

め置かれたであろう。また、臨時内給と無関係な申文だとしても、兼時が権守に任命されるには至らなかつたとすれば、申文が藏人所の管理下に置かれた可能性が想定できる。いづれにしても長年藏人を務めた藤原為房・為隆父子を通して、彼らと親交の深い三善為康へもたらされたのだらう。

【関連史料】

『殿暦』康和二年正月二六日条、『魚魯愚別録』第五所引『春玉秘抄』及び『中山内府抄』、『成文抄』第五諸国権守介、『山槐記』長寛三年七月十八日条、陽明文庫本『兵範記』紙背文書六・七・一六・二三

【参考文献】

玉井力「平安時代の除目について」（『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇）、初出一九八四）、時野谷滋「年給制度の研究」（『律令封禄制度史の研究』吉川弘文館、一九七七、初出一九五〇）、吉田早苗「兵範記」紙背文書にみえる官職申文」（『東京大学史料編纂所報』二三・二四、一九八八・一九八九、『東京大学史料編纂所研究紀要』一、一九九〇）

（宮川 麻紀）

⑧三善雅仲諸国介申文

従五位上行主税權助兼算博士三善朝臣雅仲誠惶誠恐謹言

請特蒙 天恩、因准先例、依儒勞被兼任越前・越中國介状

博士帶助者兼國例

親父為長朝臣（康平三年兼土左介（助勞）／治暦二年兼備前權

介（博士勞）（歴七年⁽⁷⁾）

身勞（寛治八年兼土左權介（助勞）（歴七年⁽⁸⁾）

右雅仲謹檢案内、博士居助之輩、隨其年限兼諸國介者、古今之通規也。其例不遠、⁽⁹⁾自追親父之蹤。⁽¹⁰⁾其仁在近、⁽¹¹⁾已當今年之運。自餘之例、不違⁽¹²⁾勝言。望請 天恩。因准先例、依儒勞、被兼任件等國介、將知奉公之不空矣。⁽¹³⁾雅仲誠惶誠恐謹言。⁽¹⁴⁾

康和二年三月廿六日 従五位下行主税權助兼算博士三善朝臣

【校訂註】

- (1) 權…脱〔「權イ」と補〕（史）、脱（豊）
- (2) 算…「管」〔「算」と傍訂〕（東）
- (3) 雅…「惟」（東）
- (4) 依…脱〔「依イ」と補〕（豊）
- (5) 土…「直」（紅）、「直」〔「土」と傍訂〕（伴）
- (6) 左…「佐」（史・豊）
- (7) 年…下に「勞」あり（大）
- (8) 身…欠（紅）、「第」（東）、「助」（伴）
- (9) 土…「直」（紅）、「直」〔「土」と傍訂〕（伴）
- (10) 左…「佐」（史・豊・大）
- (11) 介…脱〔「介」を補〕（伴）
- (12) 歴…「曆」〔「歴」と傍書〕（伴）
- (13) 介…「令」（紅）、「伶」〔「介」と傍書〕（伴）
- (14) 遠…「速」（紅）、「速」〔「遠」と傍書〕（伴）
- (15) 只…「只」〔「只」と傍書〕（伴）

- (16) 追…「進」〔追〕と傍書〔伴〕
 (17) 已…「也」〔已〕と傍書〔伴〕
 (18) 餘…「余」〔餘〕と傍書〔伴〕
 (19) 遑…「遑」〔遑〕と傍書〔伴〕
 (20) 空…「宣」〔底〕
 (21) 仲…「中」〔東〕
 (22) 位…「以」〔紅〕
 (23) 税…「祝」〔紅〕
 (24) 權…「祢」〔紅〕、「祢」〔權〕と傍書〔伴〕
 (25) 兼…「定」〔紅〕、「定」〔兼〕と傍書〔伴〕
 (26) 算…「管」〔算〕と傍訂〔東〕

【書き下し】

従五位上行主税権助兼算博士三善朝臣雅仲誠惶誠恐謹言

特に 天恩を蒙り、先例に因准し、儒勞に依り越前・越中国介に兼任せられむことを請ふ状

博士の助を帯ぶる者の兼国の例

親父為長朝臣〔康平三年土左介を兼ね〔助勞〕〕／治暦二年備前

権介を兼ね〔博士勞〕／歷七年

身勞〔寛治八年土左権介を兼ね〔助勞〕〕／歷七年

右雅仲謹みて案内を検するに、博士の助に居るの輩、其の年限に随ひ諸国介を兼ねるは、古今の通規なり。其の例遠からず、只親父の蹤を追ふ。其の仁近きに在り、已に今年の運に当る。自余の例、勝げて言ふに違あらず。望み請ふらくは 天恩を。先例に因准し、儒勞に依り、件等の国介に兼任せられ、將に奉公の空しからざるを知らむとす。雅

仲誠惶誠恐謹言。

〔一〇〇〕
 康和二年三月廿六日 従五位下行主税権助兼算博士三善朝臣

【註】

- (1) 三善朝臣雅仲 生没年不詳。三善為長男。寛治元年（一〇八七）の小除目により権少外記から少外記（兼算博士）にのぼったとみえ（『世紀』同年八月二十九日）、翌同二年（一〇八八）には大外記となり（『寛治二年記』十二月十四日条）、その後同七年（一〇九三）までは外記として活躍していたことが確認できる（『師通記』同年八月十一日条）。なお雅仲の位階は、冒頭には従五位上末尾には従五位下と記されており齟齬をきたすが、いずれが正しいかは不明。

(2) 儒勞 儒官による勞。ここでは後出の博士勞と同じく、算博士の勞を指す。

- (3) 為長朝臣 三善為長。寛弘四年（一〇〇七）～永保元年（一〇八二）。三善雅頼男。『成文抄』によると長暦三年（一〇三九）算博士に任ぜられ、その後寛徳二年（一〇四五）に兼美濃介、永承四年（一〇四九）に秩満、さらに天喜二年（一〇五四）には兼越後介となっていたことが確認される。『群載』所収文書にも多く登場し、同四年（一〇五六）に従五位上行主税権助兼算博士越前介としてみえる（巻八）のを皮切りに、康平三年（一〇六〇）に兼土佐介、治暦二年（一〇六六）に兼備前権介（ともに本文書）、同四年には従五位上行大外記兼主税権助算博士備前介（巻六）、延久元年（一〇六九）大外記兼主税権助算博士備後（前カ）介（巻十三）といった官歴が窺える。なお『群載』巻二二には寛治

二年（一〇八八）に従五位下行算博士兼美濃介とあるが、為長は永保元年八月六日に「此日主税権助三善為長朝臣卒去、（年七十五）」とあり死去したことが確認されるので（『水左記』）、これは寛徳二年（一〇四五）の誤りであろう。

(4) 助勞 諸寮助による勞。ここでは為長・雅仲ともに主税権助の勞を指す。

(5) 身勞 雅仲自身の勞。

(6) 其の仁に當る 仁はいつくしみ・あわれみ・めぐみの意味で、前出の天恩に同じ。ここではより具体的には、天皇の恩徳によって諸国介に任命されることを指す。運はめぐりあわせの意味。天恩に巡りあうということである。つまり雅仲は、父為長が主税権助の勞により土佐介に任命されてから足掛け七年後に今度は算博士の勞として備前権介に就任しているのを先例として、主税権助の勞により土佐権介を拜任してから足掛け七年を経た今年は自分も算博士の勞として諸国介に任命される権利を有すると主張していることになる。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、算博士の勞により越前・越中介への任官を申請した三善雅仲の自薦の申文である。この年康和二年（一一〇〇）には、文書に付された日付の翌日三月二十七日に小除目が行われており（『中右記』目録）、本文書はその小除目に際して提出されたものと思われる。

雅仲は、自身の申請の先例として実父為長の例を挙げている。雅仲によると為長は、康平三年（一〇六〇）に主税権助の勞により土佐介を兼ね、それから足掛け七年の後、治暦二年（一〇六六）に今度は算

博士の勞として備前権介を兼任しているとされる。一方の雅仲は寛治八年（一〇九四）に父と同じく主税権助の勞として土佐権介を兼任しており、今年康和二年（一一〇〇）はそれからちょうど足掛け七年を経た年にあたる。そのため雅仲は、遠い昔の先例というわけではなく（＝「其の例遠からず」）実父為長の例にならっており（＝「只親父の蹤を追ふ」）、自分の享受すべき天恩は近くにあり（＝「其の仁近きに在り」）、今年はまだに算博士の勞により諸国介に任命されるべき年である（＝「已に今年の運に當る」）、と主張して越前・越中介の兼任を申請しているのである。

このように雅仲が実父為長とほぼ同様の官歴をたどり、それを根拠に諸国介兼任を申請している背景としては、この頃には三善氏が算博士を代々世襲するようになっており、くわえて算博士は多く主税寮・主計寮の官人などを兼ね実務にも従事していたことを考える必要がある。またここから、京官である算博士を世襲する三善氏の諸国介（および権介）兼任は遙任官としてのものであると考えられる。実際には、藤原有佐という人物が土佐守として現地に赴いていることが確認される（『群載』卷十七所収藤原重基鐘一口返送状による。重基は有佐の子）。しかし今回、雅仲が希望通り越前介または越中介に任命されたかは不明である。

また、『群載』編者の三善為康は為長の養子であり、つまり雅仲と為康とは義理の兄弟ということになる。本文書はこのような縁により為康の手に渡り、『群載』に採録されたものと考えられる。

なお、本文書は卷二目録に「申同介」と記される文書にあたるが、これは直前の文書が「申権守」とされていることから「申権介」の意

ともとれる。さらに国史大系本の鼈頭標目でも、本文書の文書名は「三善雅仲諸国権介申文」とされている。しかし雅仲が本文書により申請しているのは「越前・越中国介」であるため、文書名は「三善雅仲諸国介申文」とした。

【関連史料】

『成文抄』第五兼国

【参考文献】

玉井力「平安時代の除目について」「平安時代における加階と官司の労」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇、初出一九八四・一九八八)、福井俊彦「労および労帳についての覚書」(『日本歴史』二八三、一九七一)

(山本 祥隆)

付記

五味文彦氏『中世社会史料論』(校倉書房、二〇〇六)には、本稿と深くかわる内容も含まれるが、現段階では十分に反映させることができなかったことをお断りしておく。